

令和 7（2025）年度版

広島県人権啓発推進プランの
実施状況等に関する報告

広 島 県

～本書について～

趣 旨

広島県では、「広島県人権教育・啓発指針（平成 14 年 3 月策定）」の《実施計画》である「広島県人権啓発推進プラン（平成 14 年 11 月策定、以下「推進プラン」という。）」に基づき、人権啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進しています。

本書は、推進プラン第 3 章 5 の規定により、人権啓発の実施状況を点検し、その結果を今後の啓発に反映させることを目的として作成しました。

目 次

令和 6（2024）年度に県が実施した人権啓発に関する施策の実施状況と 令和 7（2025）年度施策の内容

1 目指す姿（5年後の人権啓発の姿）	1
2 各人権課題に対する取組	
（1） 女性	1
（2） 子供	5
（3） 高齢者	7
（4） 障害者	9
（5） 同和問題	11
（6） 外国人	12
（7） 性的指向・性自認	13
（8） 感染症患者等	14
（9） 刑を終えて出所した人	15
（10） 犯罪被害者等	16
（11） インターネットによる人権侵害	17
（12） 国及び他団体と協力していく分野	18
3 効果的な啓発の実施	
（1） プランの推進体制	19
（2） 効果的な啓発方法	19
（3） 人材育成	19
（4） 多様な手法や時機を捉えた啓発	22

令和6年度に県が実施した人権啓発に関する施策の実施状況と令和7年度施策の内容							
1 目指す姿(5年後の人権啓発の姿)							
○ 個々人の性別※、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め合い、尊重し合う意識の醸成のための啓発が行われるとともに、社会情勢の変化や新たに発生する人権課題などを踏まえた取組が行われています。 ○ 県民が多様性に関する正しい知識を得る機会や、課題に合わせた体験学習など日常生活の中に反映されるような実践的な講座に参加できる機会が増えています。							
モニタリング指標項目		プラン策定時 [R2]	R5年度	R6年度	把握方法		
「広島は、お互いの人権を尊重し合うことができる」と感じる人の割合		32.4%	32.2%	36.0%	県民意識調査		
※ 性別には、身体的な男性と女性の区別だけでなく、自分の性別に対する認識である「性自認」「心の性」とも言われる。)や、恋愛や性愛の対象となる性である「性的指向」などの概念を含みます。							
2 各人権課題に対する取組							
(1)女性							
■取組の方向		○性別に基づく差別や権利侵害の根絶及び性別による役割分担意識の是正に向けた意識変革を図る啓発を行います。 ○また、誰もが様々なライフイベントと両立しながら安心して働き続けるとともに、女性が仕事に対する意欲を持って、その力を発揮することができる環境づくりに向けた理解促進を図っていきます。 ○実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。					
取組方向	R6当初予算	令和6年度に実施した取組の詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の取組の方向性	担当局	担当課
【女性の人権擁護】							
「DV防止法」に基づいて設置した「配偶者暴力相談支援センター」について、暴力被害を受けた女性等、誰もが相談・保護・支援を受けられるよう身近な相談窓口として周知を図ります。	—	・県内の配偶者暴力相談支援センターについて、最新の情報に時点修正を行い、掲載した。	県民に対して相談窓口を周知することができた。	市町の配偶者暴力相談支援センターは令和3年以降増えておらず、市町における設置が進んでいない。	・県内のDV相談機関の周知を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターの市町への設置提案を行う。	健康福祉局	こども家庭課
より早期から、対象に応じて、デートDVやDVに関する正しい知識の啓発を行います。	1,412	・県内中学校、高等学校等で予防講座を実施する人材を育成し(計9名)、市町において把握している講師等も含めた人材リストを作成し、教育委員会等を通じて提供した。 ・高等学校等における啓発資料の配付を実施した。 ・県立高校保健主事研修において、デートDV対策の行政説明を行い、人材リストについて情報提供するとともに、リスト活用を勧奨した。 ・県内高校生に対する意識調査を実施した。	精神的暴力の認識率は、目標値には届かなかったものの、予防講座実施校の認識率は未実施校より高くなっている。	・意識調査について、調査の効率化のためR2年度から調査方法を変更した結果、回収率が下がっている。回収率の向上に向けた取組が必要である。	・中学校、高等学校等への人材リストの提供の継続 ・高等学校等における啓発資料配付の継続 ・県内高校生に対する意識調査の実施と回収率の向上に向けた広報周知の継続 ・SNSを活用した若者向け動画による啓発を行う。	健康福祉局	こども家庭課
性被害の相談窓口である「性被害ワンストップセンターひろしま」について、中学・高校生など若年層への周知を強化するとともに、24 時間 365 日、秘密厳守で相談できることや、Web を活用した相談申込みの受付などといった、被害者等の心情に配慮した取組の情報発信を行います。	787	・これまでの中学1年生に加え、新たに小学校高学年向けの「性被害ワンストップセンターひろしま」のリーフレットを作成し、県内の小学5年生、中学1年生及び高校1年生を対象にリーフレット(小学5年生はカードも含む。)を配布したほか、県内の大学や商業施設などに周知用ステッカーを配布。	・「性被害ワンストップセンターひろしま」の相談窓口について県民に周知することができた。 ・判断能力が不十分な未成年は被害に遭っても自ら申し出ることが困難なケースがあることから、重点的に未成年への広報を実施した。	・令和5年度の県調査では性被害ワンストップセンターひろしまの認知度は9.6%であり、さらに高めていく必要がある。 ・性犯罪・性暴力は被害が潜在化しやすいことから、被害の多い若年層に対する効果的な啓発を行っていく必要がある。	○性被害ワンストップセンターひろしま運営事業 ・相談窓口等に関する啓発リーフレットについて、小学校高学年、中学1年、高校1年に配布するとともに、県警及び市町教育委員会等と連携し、性犯罪・性暴力被害の潜在化防止に向けた広報啓発を展開する。	環境県民局	県民活動課
配偶者暴力やストーリー事案等あらゆる暴力などに対して、認知の段階から対処に至るまで、関係部門が情報共有・連携の上、被害者の安全確保に向け、正しい理解と認識を深めるための啓発や被害が深刻化する前の早期相談につながる啓発を行います。また、こうした事案への迅速かつ的確な対応が図られるよう、警察官に対する必要な研修を実施します。	—	・夫婦や家族のこと、職場の人間関係など、様々な悩みに対する電話相談は水曜・日曜・祝日・年末年始を除く週5日実施したほか、面接相談は毎週金曜日に行った。エソール広島で令和6年度に受け付けた相談件数は2,424件。うち、DVに関する相談は285件と全体の約12%であった。 ・複合的な悩みを抱える女性等に対し、専門家に相談できる無料相談会を実施した。(実施回数:2回、参加人数:32人)	・相談業務では、必要に応じてこども家庭センターや医療機関等の専門機関へつなぐなど、問題解決のため、関係機関への接続が行うことができた。 ・専門家無料相談会について、相談者の満足度は8割以上と高評価を得られた。	・相談窓口には、様々な課題が絡み合った悩みが寄せられたり、問題が解決した後の精神的支援として専門機関からエソール広島を紹介されるケースもあるため、一人一人の状況に応じた支援者の対応力向上が必要である。	○エソール広島での相談事業支援 ・DVや人間関係の悩みなどにおいて、被害が深刻化する前の早期相談窓口として機能するよう、相談窓口の周知や悩みを抱える人への支援を行う。	環境県民局	わたらしい生き方応援課

取組方向	R6 当初 予算	令和6年度に実施した 取組の詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の取組の 方向性	担当局	担当 課
配偶者暴力やストー ーカー事案等あらゆる暴 力などに対して、認知の 段階から対処に至るま で、関係部門が情報共 有・連携の上、被害者の 安全確保に向け、正し い理解と認識を深める ための啓発や被害が深 刻化する前の早期相談 につながる啓発を行 います。また、こうした事 案への迅速かつ的確な 対応が図られるよう、警 察官に対する必要な研 修を実施します。	56	・DV関係機関連絡会議(全県、 西部地区、東部地区、北部地 区)を開催。協議、情報交換を 通じて多様化する相談への対 応についての情報共有を行っ た。	関係機関の連携を充実させる ことができた。	遠方の関係機関は参加が難し い場合があるため、オンライン 併用とするなどの検討が必要。	・今年度も継続して実施し、相 互の連携を深める。	健康 福祉 局	こども 家庭 課
配偶者暴力やストー ーカー事案等あらゆる暴 力などに対して、認知の 段階から対処に至るま で、関係部門が情報共 有・連携の上、被害者の 安全確保に向け、正し い理解と認識を深める ための啓発や被害が深 刻化する前の早期相談 につながる啓発を行 います。また、こうした事 案への迅速かつ的確な 対応が図られるよう、警 察官に対する必要な研 修を実施します。	—	○配偶者暴力・ストーカー事案 等の情報共有・啓発 ・認知の段階から対処に至るま で、警察が積極的に関与して 迅速な対応にあたるとともに、 事案の危険性・切迫性を的確 に判断し、関係部門を始め、関 係機関等と情報共有、連携の ために最も効果的な措置を講じ た。 ○警察官への研修 ・警察署において配偶者暴力・ ストーカー事案を担当する警察 官を対象として専科教養を実施 したほか、各部門の研修や 巡回教養、教養資料の発出を 通じて、県内全警察署の警察 官に教養・指導を行った。	【事業の詳細・評価】 ○配偶者暴力・ストーカー事案 等の情報共有・啓発 ・認知の段階から対処に至る まで、警察が積極的に関与して 迅速な対応にあたるとともに、 事案の危険性・切迫性を的確 に判断し、関係部門を始め、関 係機関等と情報共有、連携の ために最も効果的な措置を講じ た。 ○警察官への研修 ・警察署において配偶者暴 力・ストーカー事案を担当する 警察官を対象として専科教養 を実施したほか、各部門の研 修や巡回教養、教養資料の発 出を通じて、県内全警察署の 警察官に教養・指導を行った。	○配偶者暴力・ストーカー事案 等への迅速・的確な対応 ・引き続き、事案の危険性・切 迫性を的確に判断し、関係部 門が連携して、被害者の安全 確保を最優先とした対応を図 る。 ○警察官への研修 ・今年度も警察署において配 偶者暴力・ストーカー事案を担 当する警察官を対象とした専科 教養を実施するとともに、あら ゆる機会を通じた教養の実施 や教養資料の発出等により、 全警察署の警察官に対する指 導・教養を推進する。	○配偶者暴力・ストーカー事案 等への迅速・的確な対応 ・引き続き、事案の危険性・切 迫性を的確に判断し、関係部 門が連携して、被害者の安全 確保を最優先とした対応を図 る。 ○警察官への研修 ・今年度も警察署において配 偶者暴力・ストーカー事案を担 当する警察官を対象とした専科 教養を実施するとともに、あら ゆる機会を通じた教養の実施 や教養資料の発出等により、全 警察署の警察官に対する指 導・教養を推進する。	警察 本部	人身 安全 対策 課
セクシュアルハラスメント、 マタニティハラスメント など様々なハラスメント の防止に向け、職場に おけるハラスメント防止 に関する国の指針等の 周知を含めた企業等へ の啓発、相談窓口の周 知などに取り組みます。	—	・事業主に対する未然の防止 対策や相談体制の整備等必要 な措置の周知・啓発 ・企業従業員に対する国等の 相談窓口の情報提供	・ホームページなどを通じて、 事業主等に対し、認知向上が 図れた。	・事業主等に対して、未然の防 止対策や相談体制の整備等の 必要性について、広く周知・啓 発していく必要がある。	○ホームページや刊行物を通 じた情報提供等 ・事業主に対する未然の防止 対策や相談体制の整備等必要 な措置の周知・啓発 ・企業従業員に対する国等の 相談窓口の情報提供	商工 労働 局	人的 資本 経営 促進 課

指 標 項 目	プラン策定時	目 標	実績		備 考	担当課
			R5年度	R6年度		
【女性の権利擁護】						
デートDVに関する精神的暴力の認識率(高校生)	66.5% [R元]	75.0%以上 [R7]	63.4%	64.8%	「ひろしまDV防止・被害者支援 計画(第4次)」より	こども家庭課
性被害ワンストップセンターひろしまの認知度	7.4% [R2]	13.0%以上 [R5]	9.6%	9.6% (R5)	「わたらしい生き方応援プラン ひろしま」より	県民活動課

取組方向	R6 当初 予算	令和6年度に実施した 取組の詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度を取組の 方向性	担当局	担当課
【性別による役割分担意識の是正】							
性差による固定観念にとらわれず自分らしく暮らしている人の事例紹介や交流の場の設定、またこうした取組の発信により、県民の固定的な意識の解消につながるよう取り組みます。	9,818	〇わたらしい生き方を選択するためのワークショップ事業 ・川柳コンテストにおいて、固定的な性別役割分担意識意識の解消に向けた情報発信を、企業等と連携して実施した。	・性差による固定観念にとらわれず自分らしく暮らしている人の事例を、川柳や、連携した企業へのインタビューという形で、効果的に発信できた。	・性別に関わらず働き方や暮らし方を選択できていると感じる県民の割合は近年、6割程度の横ばいである。 ・県民の意識変化を促すため、わたらしい生きることができるという社会的環境・気運を作り出していく必要がある。	〇わたらしい生き方を選択するためのワークショップ事業 ・性別による固定観念に対する違和感について、より多くの県民の気づきや行動変容につなげていく。令和3年に策定したわたらしい生き方応援プランひろしまに基づき、各種施策を全庁的に進めるほか、ジェンダー川柳コンテストの実施にあたっては、より多くの企業や団体等を巻き込み、広く県民に向けた周知啓発等に取り組む。	環境県局	わたらしい生き方応援課
固定的な意識の解消に向けてこれまで取り組んできた意識啓発については、ターゲットやテーマを地域の実情に合わせて選定するなど内容の工夫に加え、Webを活用して対象を広げることなどにより、啓発効果の拡大を図ります。	10,136	〇市町との共催事業(広島県男女共同参画研修会) ・R6年度は三原市と共催で研修会をR6.11/22に開催し、男性の意識改革をテーマに、県民・市民意識調査の結果をもとにファシリテーターからパネリストに意見を求めるパネルディスカッションとした。 〇わたらしい生き方を選択するためのワークショップ事業 ・県民参加型の川柳コンテストとして実施。特設サイトを設け、SNS等の広告により県民の関心を獲得した。また、表彰式等のメディア掲載を担う取組も実施し、様々な媒体で県民に情報発信を行った。加えて、企業等とも連携し、面的な普及啓発活動を行った。	〇市町との共催事業(広島県男女共同参画研修会) ・市町との共催事業では、広島県男女共同参画研修会の様子を収めたYoutubeの総再生回数が1,183回となった。 〇わたらしい生き方を選択するためのワークショップ事業 ・わたらしい生き方を選択するためのワークショップ事業において、3,000句を超える作品応募があるなど、一定の県民の関心を得ることができた。	〇わたらしい生き方を選択するためのワークショップ事業 ・応募者の年代や性別に偏りがあるなど、ジェンダーギャップに対して関心が薄い層や、職場において影響力のある層には、十分な啓発が行えていない。	〇わたらしい生き方を選択するためのワークショップ事業 ・ジェンダー問題に無意識な人が多く、職場において影響力のある層にも情報を届けるため、企業等との連携を深め、企業の内側からの周知啓発等に取り組む。	環境県局	わたらしい生き方応援課
夫婦等のパートナー同士や、職域等の男女双方を対象とした研修や意見交換の実施などにより、それぞれが互いのキャリアやライフプラン、立場や考え方を認識し、配慮することができる意識の醸成を図ります。	10,136 【再掲】	〇市町との共催事業(広島県男女共同参画研修会) ・R6年度は三原市と共催で研修会をR6.11/22に開催し、男性の意識改革をテーマに、県民・市民意識調査の結果をもとにファシリテーターからパネリストに意見を求めるパネルディスカッションとした。 〇わたらしい生き方を選択するためのワークショップ事業 ・県民参加型の川柳コンテストとして実施。特設サイトを設け、SNS等の広告により県民の関心を獲得した。また、表彰式等のメディア掲載を担う取組も実施し、様々な媒体で県民に情報発信を行った。加えて、企業等とも連携し、面的な普及啓発活動を行った。	〇市町との共催事業(広島県男女共同参画研修会) ・市町との共催事業では、広島県男女共同参画研修会の様子を収めたYoutubeの総再生回数が1,183回となった。 〇わたらしい生き方を選択するためのワークショップ事業 ・わたらしい生き方を選択するためのワークショップ事業において、3,000句を超える作品応募があるなど、一定の県民の関心を得ることができた。	〇わたらしい生き方を選択するためのワークショップ事業 ・応募者の年代や性別に偏りがあるなど、ジェンダーギャップに対して関心が薄い層や、職場において影響力のある層には、十分な啓発が行えていない。	〇わたらしい生き方を選択するためのワークショップ事業 ・ジェンダー問題に無意識な人が多く、職場において影響力のある層にも情報を届けるため、企業等との連携を深め、企業の内側からの周知啓発等に取り組む。	環境県局	わたらしい生き方応援課
エソール広島(広島県女性総合センター)が実施する男女共同参画を推進するための研修・交流、相談情報提供事業及び啓発活動と連携して行います。	86,660	・ジェンダー平等の視点に立った意見の反映が進むよう、防犯や世代間のジェンダー観の違い等をテーマとした男女共同参画公開講座を開催した。 (男女共同参画公開講座:6回、441人) ・ジェンダー平等や女性活躍などについて考えるきっかけとなるよう、関係団体等と連携した共催事業や企業等からの研修受託を行うとともに、図書等の配架・貸出やSNS等を利用した講座・研修の情報発信等を行った。 (共催事業:44回、2,003人) (研修受託:28回、2,185人)	・男女共同参画公開講座では、参加者からの満足度は高く、「地域で活用したい」といった感想が寄せられており、ジェンダー格差等について考えてもらうきっかけを提供できた。 ・民間団体との共催事業の実施回数は前年度より増加し、連携が進んだ。 ・YouTube動画配信の内容を拡充及び、人権週間等に合わせた公開や、講座の事前学習に活用するなどにより視聴回数増加につなげ、啓発効果を高めることができた。	・利用者数は昨年度に比べ増加したものの、目標としている利用者数(3万人)に届いておらず、その要因として、エソール広島の活動の周知や認知が広がっていないことや、遠方からの利用者数が伸びていないこと、市町や関係団体と広報啓発や活動の連携が十分でないことが挙げられる。	・利用者ニーズや社会環境などを踏まえた講座等のテーマや実施方法を工夫し、利用者の満足度を高めるとともに、市町と連携した効果的な情報発信を行い認知度の向上を図り、利用者数の増加につなげる。 ・特に、市町と連携した講座やweb配信を活用したセミナー等を実施し、利用者が受講しやすい機会の確保に取り組む。	環境県局	わたらしい生き方応援課
県民を対象とした人権啓発イベントや啓発資料展示を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、女性の人権について啓発を行います。	3-(2)-イに含む	※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照				環境県局	わたらしい生き方応援課
指 標 項 目	プラン策定時	目標	実績		備 考	担当課	
			R5年度	R6年度			
【性別による役割分担意識の是正】 性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている人の割合	— [R3]	現状値を把握の上設定 [R7]	59.6%	61.8%	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より	わたらしい生き方応援課	

取組方向	R6 当初予 算	令和6年度に実施した 取組の詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の取組の 方向性	担当局	担当 課
【職場における女性の活躍推進】							
様々な職場において、妊娠・出産・子育て等のライフイベントと両立しながら、安心して働き続けることができる環境づくりに向けて、セミナーの開催や職場研修への講師派遣等により、企業への理解促進を図ります。	37,661	県内企業を対象に、女性活躍への取組着手に向けた動機付けを行うとともに、女性活躍の取組定着や男女がともに働きやすい環境整備に向けた自律的な取組を促進するための支援を行った。 ・広島県女性活躍推進モデル企業の事例集作成、情報発信 ・企業の課題に応じた対象別研修等の開催（経営者等向け、女性従業員向け） ・女性幹部人材育成事業補助金 ・女性管理職の社外交流ネットワーク構築	「広島県女性活躍推進モデル企業」（9社）の取組過程や成果を見える化した事例集「女性活躍から切り開くダイバーシティ経営の実践」を作成し、県ホームページに掲載するとともに、研修等において周知を図った。 ・女性活躍に向けた理解促進セミナー、企業の課題に応じた対象別研修等を実施した。参加者数：738人（R6） ・女性従業員を幹部として育成するために必要となる経費の一部を支援する、「女性経営幹部育成事業補助金」について、2社を採択した。 ・女性管理職の社外交流ネットワークの構築を目的とした「次世代女性リーダーネットワークひろしま『WE－Hubひろしま』」（参加企業26社、参加者27名）を通じて、将来の女性幹部登用に向けた機運醸成を図った。	・令和5年度の県内事業所における指導的立場に占める女性の割合は19.6％と目標（23.0％）を下回る状況であった。 ・指導的立場に占める女性の割合は、2割弱と横ばいで推移しており、特に大企業への対策が必要となっていることから、女性管理職・役員登用に向けた企業への働きかけと女性管理職ネットワークの構築に取り組む必要がある。 ・女性就業率は増加基調にあり、いわゆるM字カーブは解消されつつあるものの、結婚や出産、子育て、介護などを契機に女性が非正規雇用化する、いわゆる「L字カーブ」など、女性が働き続けるための問題が残っていることから、仕事と家庭が両立できる環境整備に引き続き取り組む必要がある。	○女性活躍促進・仕事と家庭の充実応援事業 県内企業を対象に、女性の就業継続及び管理職など指導的立場への登用を促進するための支援を行う。 【企業への動機付け】 県内企業の経営者等に対し、女性活躍に向けた理解促進を図り、女性活躍への取組着手に向けた動機付けを行う。 ・人的資本経営の推進に関する機運醸成セミナーで女性活躍編を実施 【実践支援】 県内企業を対象に、女性活躍の取組定着や自律的な取組を促進するための支援を実施 ・女性管理職候補者向け研修 ・女性管理職社外ネットワーク構築	商工労働局	人的資本経営促進課
女性が仕事に対する意欲を持って、その力を発揮することができる環境づくりに向け、経営者等への取組の働きかけを行うとともに、女性従業員を対象とした研修及び企業や業種の枠を超えたネットワークを形成する機会の提供などによる意欲向上の支援に取り組めます。	37,661 【再掲】	県内企業を対象に、女性活躍への取組着手に向けた動機付けを行うとともに、女性活躍の取組定着や男女がともに働きやすい環境整備に向けた自律的な取組を促進するための支援を行った。 ・広島県女性活躍推進モデル企業の事例集作成、情報発信 ・企業の課題に応じた対象別研修等の開催（経営者等向け、女性従業員向け） ・女性幹部人材育成事業補助金 ・女性管理職の社外交流ネットワーク構築	「広島県女性活躍推進モデル企業」（9社）の取組過程や成果を見える化した事例集「女性活躍から切り開くダイバーシティ経営の実践」を作成し、県ホームページに掲載するとともに、研修等において周知を図った。 ・女性活躍に向けた理解促進セミナー、企業の課題に応じた対象別研修等を実施した。参加者数：738人（R6） ・女性従業員を幹部として育成するために必要となる経費の一部を支援する、「女性経営幹部育成事業補助金」について、2社を採択した。 ・女性管理職の社外交流ネットワークの構築を目的とした「次世代女性リーダーネットワークひろしま『WE－Hubひろしま』」（参加企業26社、参加者27名）を通じて、将来の女性幹部登用に向けた機運醸成を図った。	・令和5年度の県内事業所における指導的立場に占める女性の割合は19.6％と目標（23.0％）を下回る状況であった。 ・指導的立場に占める女性の割合は、2割弱と横ばいで推移しており、特に大企業への対策が必要となっていることから、女性管理職・役員登用に向けた企業への働きかけと女性管理職ネットワークの構築に取り組む必要がある。 ・女性就業率は増加基調にあり、いわゆるM字カーブは解消されつつあるものの、結婚や出産、子育て、介護などを契機に女性が非正規雇用化する、いわゆる「L字カーブ」など、女性が働き続けるための問題が残っていることから、仕事と家庭が両立できる環境整備に引き続き取り組む必要がある。	○女性活躍促進・仕事と家庭の充実応援事業 県内企業を対象に、女性の就業継続及び管理職など指導的立場への登用を促進するための支援を行う。 【企業への動機付け】 県内企業の経営者等に対し、女性活躍に向けた理解促進を図り、女性活躍への取組着手に向けた動機付けを行う。 ・人的資本経営の推進に関する機運醸成セミナーで女性活躍編を実施 【実践支援】 県内企業を対象に、女性活躍の取組定着や自律的な取組を促進するための支援を実施 ・女性管理職候補者向け研修 ・女性管理職社外ネットワーク構築	商工労働局	人的資本経営促進課
男性の育児休業等の取得促進に向け、市町等の関係機関と連携して、男性が家事・育児・介護に積極的に参画することの意義や効果などについて、男性従業員や企業に対し理解促進を図ります。	4,164	県内企業の男性育児取得促進の取組の優良事例収集・発信することで、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりへの意識醸成を行った。 ・広島県イクメン推進アンバサダーによる企業訪問、発信 ・男性育休ベストプラクティスの収集・発信 ・男性育休ベストプラクティスのうち、選定した企業の記事作成、発信 ・育児・介護休業法の改正によるR4.10.1からの産後パパ育休の創設、育児休業の分割取得等や、国の「こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）」において政府目標が令和7年（2025年）50％、令和12年（2030年）85％とされたことを踏まえ、本県の目標値も国に準じて見直した。	・県内の男性育児取得の取組が進んでいる企業の動画作成、ベストプラクティスの収集・発信、優良事例の詳細記事作成・発信をしたことで、県内企業への男性育休の理解促進につながった。 ・広島県イクメン推進アンバサダーによる企業訪問、発信（3社） ・男性育休ベストプラクティスの収集・発信（25社） ・男性育休ベストプラクティスのうち、選定した企業の記事作成、発信（5社）	・令和5年度の男性の育児休業取得率の実績は46.2％と年度目標（20.0％）を上回ったが、女性の育児休業取得率（99.1％）に比べると低い水準に留まっており、また、取得期間についても男性取得者の約6割が1か月未満であることなど、取得率・取得期間ともに課題は残っており、引き続き育児休業制度の周知や育休を取得しやすい職場環境づくりの働きかけに取り組む必要がある。	○女性活躍促進・仕事と家庭の充実応援事業 男女がともに仕事と過程を両立しながら職場で活躍できる環境づくりにむけ、男性従業員が育児休業等を取得しやすい職場環境整備を促進するための支援を行う。 【実践支援】 県内企業を対象に男女がともに働きやすい環境整備に向けた自律的な取組を促進するための支援を実施 ・男性育休ベストプラクティスの公募、優良事例の発信	商工労働局	人的資本経営促進課
指 標 項 目		プラン策定時	目標	実績		備 考	担当課
				R5年度	R6年度		
【職場における女性の活躍促進】							
女性（25～44歳）の就業率		72.3％ [H27]	82.5％以上 [R7]	—	—	「わたらしいいき方応援プランひろしま」より	人的資本経営促進課
県内事業所における指導的立場に占める女性の割合		19.1％ [R2]	25.0％ [R7]	19.6％	R7.10月判明 予定		
男性の育児休業取得率		13.0％ [R元]	50.0％ [R7]	46.2％	R7.10月判明 予定		

(2)子供 ■取組の方向 ○児童虐待をはじめとした子供に対する人権侵害を防ぐとともに、子供の健やかな育成のための情報提供や啓発に取り組みます。 ○実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。							
取組方向	R6 当初 予算	令和6年度に実施した 取組の詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の 取組の方向性	担当局	担当課
【子供の人権擁護】							
子供への体罰の禁止や虐待が子供に及ぼす悪影響等について、保護者や子育てをこれから行う世代など県民への周知を図り、体罰によらない子育てを推進します。	7,162	・児童虐待防止月間においてWebページやイベント等で啓発活動を実施。	・子育て世代やこれから親になる世代などをターゲットにより分かりやすいWebページを作成するとともに、地域のプロスポーツチームと連携したイベントでの啓発などを行った。	体罰等によらない子育てをしている親の割合は増加しているが、体罰等を肯定している親や、子育ての困り感、育てにくさ等からやむを得ず体罰をしている親が一定数いることから、子供への体罰の悪影響や相談窓口等の更なる周知が必要。	・今年度は若年層をターゲットにした、Webを活用した取組を進める。	健康福祉局	こども家庭課
児童虐待の通告義務、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」などを、広く県民に周知していきます。	7,162 【再掲】	・児童虐待防止月間においてWebページやイベント等で啓発活動を実施。【再掲】	・Webページに子育て家庭の周囲の人に向けたページを作成するなど県民への周知を行った。	児童虐待を受けたと思われる子供を発見した人が速やかに通告できるよう、児童虐待の通告義務及び児童相談所虐待対応ダイヤル「189」や市町こども家庭センター等の相談窓口等のさらなる周知が必要	・今年度は若年層をターゲットにした、Webを活用した取組を進める。【再掲】	健康福祉局	こども家庭課
学校等と連携し、いじめ防止のための取組実践例をイベント等の場で発表するなど、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための啓発を行います。	36	○いじめダイヤル24事業 ・いじめで悩んでいる児童生徒保護者への相談窓口として、県立教育センターに「いじめダイヤル24」を設置。 ・令和6年度相談実績は44件、うちいじめに関する相談件数36件。 ・臨床心理士及び相談指導員が相談者の心に寄り添いながら相談内容に応じた適切なアドバイスをを行うとともに、一人で悩まず学校や保護者に相談する等の解決方法についても助言している。	○いじめの有無に関わらず、人間関係のトラブルや、様々な不安や悩みを相談できること、また、いじめにつながる可能性のある事案等についても相談できるなど、早期発見、早期対応の充実に向けて重要な機能を果たすことができている。また、学校外の相談窓口が機能することにより、児童生徒には、相談する窓口の選択肢が増えるなど、いじめに係る早期発見、早期対応の取組につなげることができた。	○児童生徒がSOSを出せていない事案がある可能性を鑑み、「いじめダイヤル24」を含めた校内外の相談窓口の周知を繰り返し行う必要がある。	○いじめダイヤル24事業 ・悩みを持つ児童生徒の中には、学校や市町教育委員会には相談しにくいのが、県教育委員会の設置する「いじめダイヤル24」には、ある程度広域な相談窓口であり地域性がないという点から相談しやすいという心理で相談している児童生徒がいる。 ・引き続き、いじめの問題に悩む児童生徒や保護者等が、いつでも安心して相談できるよう、相談窓口の充実に努める。	教育委員会	豊かな心と身体育成課
県民を対象とした人権啓発イベントでの子供の人権に関する事例発表や啓発資料展示を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。	3-(2)- イに含む	※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照				環境民局	わたらしい生き方応援課

指 標 項 目	プラン策定時	目 標	実績		備 考	担当課
			R5年度	R6年度		
【子供の人権擁護】						
体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合	76.3% [R元]	83.0% [R6]	87.3%	3月末判明	「ひろしま子供の未来応援プラン」より	こども家庭課
児童虐待により死亡した児童数	0人 [R元]	0人 [R6]	0人	1人		
いじめの解消率（公立小・中・高等学校・特別支援学校）	78.0% [R元]	83.6% [R6]	72.2%	R7.11月判明		豊かな心と身体育成課

取組方向	R6 当初 予算	令和6年度に実施した 取組の詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の 取組の方向性	担当局	担当 課
【青少年の健全育成】							
「広島県青少年健全育成条例」の運用等により、インターネット等の適正な使用について子供、保護者や青少年活動に携わる人等への啓発など、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為や環境から青少年を保護する取組を推進します。	1,383	・県内の中学校1年生に「自撮り被害防止」に関するリーフレットを配布し、小学4年生には「インターネット適正利用」に関するリーフレットを配布 ・広島県青少年健全育成条例の改正に伴い、県内の小学5年生から高校3年生に改正内容周知のためのチラシを配付 ・青少年のインターネットの適正な利用に係る講習会を中国総合通信局及び広島市等と共催で開催	・関係機関等と連携し、青少年のインターネット適正利用に係る広報・啓発を効果的に実施することができた。 ・広島県青少年健全育成条例の改正に伴う広報・啓発により、フィルタリング利用促進を図ることができた。	・インターネット利用の低年齢化や情報通信環境の変化に対応した啓発を実施する必要がある。	○青少年健全育成事業(一部) ・啓発リーフレットの配布や講習会の開催などにより、子供の発達段階に応じた啓発と、保護者等に対するペアレンタルコントロールの重要性等に関する啓発を行う。	環境 県民局	県民 活動課
暴走族・非行少年グループ対策として、暴走族・少年非行防止対策会議の開催により関係者が一体となった取組を推進するとともに、広報啓発用ポスターの作成・掲示を行い、県民意識の啓発及び高揚を図ります。	192	・暴走族・非行少年グループ対策として、暴走族・少年非行防止対策会議の開催により関係者が一体となった取組を推進するとともに、広報啓発用ポスターの作成・掲示を行い、県民意識の啓発及び高揚を図った。 ・広報用啓発用ポスター作成(令和6年度):3000部 ・広報用啓発用ポスター掲示(令和6年度):各学校、駅、バス・電車内等	・暴走族等の現状について、関係機関との意思統一を図ることができた。	・今後も暴走族等に対する県民意識の醸成を図る必要がある。	○交通取締り費事業 ・暴走族・非行少年グループ対策として、暴走族・少年非行防止対策会議の開催により関係者が一体となった取組を推進する。 ・広報啓発用ポスターの作成・掲示を行い、県民意識の啓発及び高揚を図る。	警察 本部	少年 対策課
少年の規範意識向上に向け、犯罪防止教室の開催、少年警察ボランティアと連携した少年に対する声かけ活動、少年の立ち直りに向けた少年サポートルームの開催などを行います。	10,926	〈犯罪防止教室〉 ・少年の規範意識の向上を目的として、学校や通信事業者等関係機関と連携した犯罪防止教室を実施した。 ・犯罪防止教室実施数(令和6年度):1000回 ・通信事業者との犯罪防止教室実施数(令和6年度):51回 ・非行少年総数(令和6年中):993人	・通信事業者と協力してオンラインによる犯罪防止教室を開催するなど、取組を効果的に実施できた。	・少年の非行総数は、長期的に見れば減少傾向にあるものの、令和4年には、12年ぶりに増加に転じ、さらに増加している状況にあるため、少年の規範意識の向上を目的とした犯罪防止教室を引き続き実施する必要がある。	〈犯罪防止教室〉 ・インターネットに起因する犯罪や潜在化しやすい子供の性被害を防止するため、少年の規範意識の向上を目的として、学校や通信事業者等関係機関と連携した犯罪防止教室を実施する。	警察 本部	少年 対策課
少年の規範意識向上に向け、犯罪防止教室の開催、少年警察ボランティアと連携した少年に対する声かけ活動、少年の立ち直りに向けた少年サポートルームの開催などを行います。	10,926 【再掲】	〈少年に対する声かけ活動〉 ・少年警察ボランティア等と連携した祭礼時等における街頭補導活動、少年警察ボランティアの協力を得た通学時等の積極的な声かけ・あいさつ運動 ・少年補導協助力員による学校担当制活動(校門指導、校内巡回、街頭補導等) (令和6年度) 小学校 延べ3,676回 中学校 延べ3,664回 ・少年指導委員によるゲームセンター等風俗営業所への立入り、街頭補導等132回	少年指導委員による風俗営業所への立ち入りなど少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動や少年補導協助力員による学校担当制活動を活発に行なった。	・令和6年における非行少年のうち、中学生以下が約48%を占めていることから、少年補導協助力員による学校担当制活動を引き続き実施し、小中学生に対する声かけ活動を実施する必要がある。	〈少年に対する声かけ活動〉 ・少年警察ボランティア等と連携した祭礼時等における街頭補導活動、少年警察ボランティアの協力を得た通学時等の積極的な声かけ・あいさつ運動を実施する。 ・少年補導協助力員による学校担当制活動(校門指導、校内巡回、街頭補導等)を活発に行う。	警察 本部	少年 対策課
少年の規範意識向上に向け、犯罪防止教室の開催、少年警察ボランティアと連携した少年に対する声かけ活動、少年の立ち直りに向けた少年サポートルームの開催などを行います。	10,926 【再掲】	〈少年の立ち直りに向けた取組〉 ・立ち直り支援を必要とする少年の規範意識の向上及び社会の一員としての意識の涵養に資することを目的に、少年を一堂に集め、「学習支援」「社会奉仕活動」「犯罪防止教室」「体験活動」等の居場所づくりを行う。 ・少年サポートルーム 令和6年中118回延べ412人 ・少年非行の背景には、少年の規範意識や自己肯定感の低下、家庭の教育力の低下等があることから、少年の規範意識や自己肯定感、自己有用感の向上を図る場として従来の少年サポートルームに加え、出前方式でも開催し、非行の未然防止と再非行防止を推進した。	定期開催している少年サポートルームだけでなく、地域に応じ警察署やボランティアと連携して居場所づくり、学習支援等を個別に実施した。	少年非行総数が2年連続して増加しており、今後も少年の立ち直りに向けた取り組みを継続して実施する必要がある。	○非行少年グループ等の立ち直り支援事業・少年サポートセンター運営費事業 ・少年警察ボランティアと連携した少年に対する声かけ活動を継続し、また、少年の立ち直りに向けた少年サポートルームの開催等を行い、少年サポートセンターを中心とした立ち直り支援活動等を推進する。	警察 本部	少年 対策課

③高齢者 ■取組の方向							
○高齢者が生き生きと活躍できる環境づくりや、自分の尊厳を保ちつつ安心して暮らしていけるよう、認知症や虐待等に関する正しい知識や権利擁護に関して普及啓発を行います。 ○実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。							
取組方向	R6 当初 予算	令和6年度に実施した 取組の詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の 取組の方向性	担当局	担当 課
【理解促進】							
「老人の日」(9月15日)の全国キャンペーンに合わせ、9月を県の老人保健福祉月間とし、懸垂幕の掲示や期間中の県や関係団体の取組について、県ホームページへの掲載により、周知を図っています。	—	・老人保健福祉月間事業実施要綱を制定し、高齢者が、できる限り住み慣れた地域で活動的に生きがいのある生活を送ることができるよう、社会参加・ボランティア活動の促進、高齢者の人権尊重等6つの目標を掲げ、高齢者保健福祉の重要性についての理解の促進を図った。 ・関係団体、県内市町及び県関係課へ高齢者保健福祉に関連する実施事業の情報提供を依頼し、回答をとりまとめて要綱とともに県ホームページに掲載し、広報活動を行った。 ・百歳高齢者への内閣総理大臣祝状・記念品伝達を行った。	・関係団体等への周知が浸透しつつあり、県ホームページの情報提供量(掲載量)が増加している。	・県ホームページの掲載情報が事業名のみになっている部分もあるため、量とともに内容の充実を図っていく必要がある。	・高齢者がその人らしく、いきいきと住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、引き続き、県ホームページ等による広報活動を行い、また、百歳高齢者への内閣総理大臣祝状・記念品伝達を実施し、高齢者保健福祉の重要性についてさらに理解の促進を図っていく。	健康福祉局	地域共生社会推進課
県民を対象とした人権啓発イベントでの高齢者の人権に関する啓発資料展示を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。	3-(2)-イを含む	※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照				環境県民局	わたらしい生き方応援課
【活躍できる環境づくり】							
全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣やシニア総合スポーツ大会、シルバー作品展開催などの各種事業を通じ、高齢者の生きがいと健康づくりをはじめ、積極的な社会参加を推進します。	37,064	・全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣等を行う。 〔広島県シニア総合スポーツ大会(派遣選手選考)〕 ・55歳以上の人を対象に、8種類の競技を実施 参加者数: 653人 〔全国健康福祉祭(ねんりんピック)(選手派遣)〕 ・第36回全国健康福祉祭ととり大会への県選手団の派遣 参加人数: 146人 〔広島県シルバー作品展〕 ・高齢者による作品(日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真)の募集と優秀作品の展示等※次年度の全国健康福祉祭(ねんりんピック)美術展の選考を兼ねる。 ・シルバー作品展出品数: 240点 〔シニア囲碁・将棋大会〕 ・高齢者を対象とする将棋及び囲碁の大会の開催※次年度の全国健康福祉祭(ねんりんピック)の予選会を兼ねる。 ・シニア囲碁・将棋大会参加者数: 177人	・広島県シニア囲碁大会については、県内2箇所(東部地区: 福山市、西部地区: 広島市)において実施し、参加者の利便性の向上を図ることにより、より多くの参加者を募ることができた。	・今後も県内全域からより多くの高齢者に積極的に参加してもらうため、関係機関と連携し、広く普及啓発を行い、新規参加者の開拓にも積極的に努める必要がある。	・県内全域からより多くの高齢者に参加してもらうため、事業の趣旨、目的、内容などについて積極的に普及啓発を行う。また、事業を継続して実施していくことで、高齢者が積極的に社会に参加できる環境づくりを進めていく。	健康福祉局	健康づくり推進課
高齢者の特性や希望に合った就労的活動をコーディネートする人材の配置や、市町と連携したブラチナ大学の開校、退職前からのボランティア・市民活動等への参加を促す出前講座の開催などにより、高齢者の社会参画を推進するための普及啓発に取り組めます。	8,519	○社会参加きっかけづくり応援事業 ・高齢者や高齢期に入る前の年齢層の人が、社会参加への意識づけや、地域活動のきっかけづくりを支援する取り組みを行うことで、高齢期になっても、孤立することなく、役割と居場所、つながりを持ち続け、地域で活躍できる人や場の拡充を図った。 ・大竹市、世羅町及び神石高原町で実施。自治会活動等に関する普及啓発活動、地域福祉の担い手育成フォーラムの開催、コーヒーマスター養成講座の開催、地域まちづくり講演会の開催、他市との活動交流会、子育て世代の孤立防止をテーマにした講演会の開催、子どもの遊び場マップの作成のための多世代交流の実施	各活動により、社会参加への意識づけや地域活動のきっかけづくりに着手することができた。	・本事業の継続により、高齢者や高齢期に入る前の年齢層の人に対し、社会参加への意識の定着を図っていく必要がある。	○市町や市町社協等が取り組む、高齢者や高齢期に入る前の年齢層の人が、社会参加への意識づけや地域活動のきっかけづくりとなる事業を支援することで、高齢期になっても、孤立することなく、役割と居場所、つながりを持ち続け、地域で活躍できる人や場の拡充につなげることを目的とする、きっかけづくり応援事業を進めていく。	健康福祉局	地域共生社会推進課
高齢者が活躍している企業の優良事例の見える化などにより、企業に対して高齢者の積極的な雇用の働きかけを行います。	—	○高齢者の就労促進 ・高齢者雇用に前向きな企業に働きかけ、マッチングの場として福山市で「シニア向け企業説明会」を、経営者及び人事労務担当者向けにオンラインで「高齢者雇用促進ミニセミナー」を計2回を企画した。	・福山市「シニア向け企業説明会」 参加者142名、参加企業26社、就職者8名 ・オンライン「高齢者雇用促進ミニセミナー」 第1回: 参加企業20社、第2回: 参加企業13社	・法改正により70歳までの就業確保措置が企業の努力義務となっており、高齢者雇用に積極的な企業の裾野を一層広げていく必要がある。	○高齢者の就労促進 ・企業に対して、優良事例など、高齢者雇用に取り組むためのノウハウを提供するとともに、働く意欲のある高齢者のニーズに応じた就職機会を提供するための取組を実施する。	商工労働局	雇用労働政策課

取組方向	R6 当初 予算	令和6年度に実施した 取組の詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の 取組の方向性	担当局	担当 課
【権利擁護の推進】							
認知症の人やその家族 が安心して生活できるよ う、地域全体で支える社 会の構築に向け、認知 症に関する正しい知識 と理解を更に促進する ための啓発イベントの実 施や団体・企業等との 連携による啓発活動を 実施します。	15,903	○認知症の理解促進のための 活動 ・オレンジリングイベントを開催 (10月・東広島市) ○若年性認知症施策総合推進 事業 ・若年性認知症支援コーデ ィネーター(2名)を設置し、相談 支援を行うとともに、関係機関 との連携を図った。市町職員や 医療・介護・福祉専門職を対象 とした研修を開催し、200名程 度が受講した。	○若年性認知症施策総合推進 事業 ・ネットワーク会議等により、関 係機関との連携を図ることがで きた。また、研修の参加者から は、診断後に必要な制度や若 年性認知症の方の働き方につ いて参考になったとの声があっ た。	○認知症の理解促進のための 活動 ・イベントの開催により、県民に 対して認知症についての理解 を深めてもらうことができた。令 和6年1月に施行された「共生社 会の実現を推進するための認 知症基本法」を踏まえた取組に ついて検討していく必要がある。 ○若年性認知症施策総合推進 事業 ・今後は、若年性認知症の人を 早期に適切な支援につなぐた め、幅広い普及啓発に加え、総 合的な相談体制を確立するこ とが必要である。	○外部有識者等による認知症 施策の検討 ・認知症施策の推進に係る検 討会を開催 ○認知症の理解促進のための 活動 ・オレンジリングイベントを開催 (9月予定・福山市) ○若年性認知症施策総合推進 事業 ・若年性認知症支援コーデ ィネーター(2名)を設置し、相談 支援を行うとともに、関係機関 との連携を図る。	健康 福祉 局	地域 共生 社会 推進 課
認知症に関する正しい 知識と理解を持って、地 域や職域で認知症の人 やその家族を手助けす る認知症サポーターの 養成を進め、実際に地 域で活躍できるよう、認 知症の人などを含む高 齢者に対する理解を深 めるための取組を推進 します。	81	○キャラバン・メイト養成講座の 開催 ・認知症サポーター養成講座の 講師となるキャラバン・メイトの 養成講座を開催(年1回)	・養成講座受講者59名がキャラ バン・メイトとなった。	キャラバン・メイトが、サポー ター養成講座の講師として活 動できるよう、引き続き市町へ 働きかけを行う必要がある。	○キャラバン・メイト養成講座の 開催 ・認知症サポーター養成講座の 講師となるキャラバン・メイトの 養成講座を開催(年1回)	健康 福祉 局	地域 共生 社会 推進 課
地域包括ケアシステム における高齢者権利擁 護に係る相談体制と担 い手養成による市町等 の支援を実施するた め、地域包括支援セン ターの職員等を対象と した高齢者虐待等権利 擁護に関する相談窓口 の設置、専門職の派遣 及び地域包括支援セン ター職員・介護保険 サービス事業者等を対 象とした高齢者虐待防 止のための研修を行 います。	53,514	○高齢者の権利擁護等相談・ 派遣事業 ・高齢者虐待・成年後見制度の 活用に関する相談や市町のコ ア会議における専門職員の派 遣 ○高齢者虐待対応・防止研修 事業 ・オンラインまたは動画配信(オ ンデマンド)研修を実施。 ①(市町・地域包括支援セン ター職員向け)高齢者虐待対 応研修 参加者 ⇒ 基礎編(100人)、 実践編1(66人)、実践編2(29 人) ②(施設管理者向け)高齢者虐 待防止研修 参加者 ⇒ 77人 ③(施設従事者向け)オンデマ ンド研修 参加者 ⇒ 825人 ④(養護者対応関係者向け)オ ンデマンド研修 参加者 ⇒ 779 人	○高齢者虐待対応・防止研修 事業 ・オンラインまたは動画配信(オ ンデマンド)研修を実施。 ①(市町・地域包括支援セン ター職員向け)高齢者虐待対 応研修 参加者 ⇒ 基礎編(100人)、 実践編1(66人)、実践編2(29 人) ②(施設管理者向け)高齢者虐 待防止研修 参加者 ⇒ 77人 ③(施設従事者向け)オンデマ ンド研修 参加者 ⇒ 825人 ④(在宅高齢者養護者対応関 係者向け)オンデマンド研修 参加者 ⇒ 779人	・新型コロナウイルス感染症に よる面会制限の緩和等により、 施設と外部との接触機会が増 えたことなどから、高齢者虐待 の通報件数が増加したため、 専門職員派遣事業等を周知・ 活用し、適切に対応する必要 がある。	○高齢者の権利擁護等相談・ 派遣事業 ・専門職員派遣について研修 会内で案内し、周知する。 ○高齢者虐待対応・防止研修 事業 ・オンラインまたはオンデマンド 研修を実施。 ・最新の高齢者虐待集計を踏 まえ、研修内容をアップデート する。	健康 福祉 局	医療 介護 基盤 課
高齢者虐待の通報義務 や相談窓口について、 県民及び養介護施設等 に広報を行い、虐待防 止と虐待発見時に速や かに通報するよう周知 します。	—	○県ホームページで、高齢者 虐待の相談窓口の他、虐待の 早期発見、支援に向けた具 体的な対応方法を掲載した。		・高齢者虐待においては、通報 義務や相談窓口について、引 き続き広報及び周知を行う必 要がある。	継続	健康 福祉 局	医療 介護 基盤 課
県内各警察署に高齢化 率が高く、高齢者の事 件・事故による被害が多 い地区を「高齢者防犯 モデル地区」に指定(26 地区)し、同地区におけ る年1回以上の防犯・交 通安全教室の開催をは じめとした効果的な活動 を推進します。	—	○高齢者に対する防犯活動 ・県内全域を対象として高齢者 の安全確保に向けた取組を推 進し、防犯教室や防犯キャン ペーン等を実施した。 ・令和6年中 防犯キャンペーン等の実施: 64回 高齢者対象の防犯講習会: 707回	・高齢者対象の防犯講習会や キャンペーンなど、高齢者に対 する広報機会は増加し防犯意 識の向上に向けた取組を推進 した。	・高齢者が被害に遭う可能性 の高い特殊詐欺などの犯罪が 増加しており、被害を未然に防 止するための対策を推進する 必要がある。	継続	警察 本部	生活 安全 総務 課
市町、高齢者団体、医 療機関等によって構成 される「安全情報ネット ワーク」を活用して犯罪 情報・防犯対策情報等 を提供します。	—	○「安全情報ネットワーク」によ る情報提供 ・警察本部から適時、市町、高 齢者団体及び医療機関等に対 し、高齢者向けの広報紙や高 齢者が被害に遭いやすい犯罪 に関する情報を発信した。 ・令和6年中:情報発信24回	・高齢者に対して、犯罪の発生 状況に合わせた防犯対策情報 の発信を実施した。	・犯罪情報・防犯対策情報をタ イムリーに発信して提供するほ か、ネットワークの拡大を図 るなど、関係機関・団体等と協 力して高齢者の防犯意識向上 を図る必要がある。	継続	警察 本部	生活 安全 総務 課
指 標 項 目		プラン策定時	目標	実績 R5年度 R6年度		備 考	担当課
【権利擁護の推進】 認知症サポーター養成数		324,980人 [R4]	388,000人 [R8]	348,986人	374,507人	「第9期ひろしま高齢者プラン」よ り	地域共生社会推進課

(4)障害者 ■取組の方向							
○障害や障害者に関する正しい知識を啓発するとともに、障害者が社会を構成する一員として参加するための機会確保に向けた広報・啓発を実施します。 ○実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。							
取組方向	R6 当初 予算	令和6年度に実施した 取組の詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の 取組の方向性	担当局	担当 課
【理解促進】							
誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けた「あいサポート運動」を推進するため、研修、あいサポート企業・団体の認定、あいサポートアート展の開催などにより、障害についての理解促進に取り組みます。	23,990 (運動 分7,360 +バイ アス 2,368+ アート 14,172)	○あいサポート運動 ・各種研修の実施(下段参照) ・あいサポート企業・団体の認定及び先進的な取組を行ったの表彰の実施。 ・企業訪問等による障害理解・あいサポート運動展開への協力依頼の実施。 ○あいサポートアート展の実施 ・広島県立美術館及びふくやま美術館で開催 ・応募作品数:620点、展示数:399点、来場者数:2,516人 ・美術館展示後、市町巡回展示を実施:6市町 ○あいサポートふれあいコンサートの実施 ・出演団体(参加人数):5団体(33人)、来場者数:約160人 ・会場:マエダハウジング安佐南区民文化センター	○あいサポート運動 ・各種研修の実施(下段参照) ・あいサポート企業・団体の認定:15企業・団体 ・あいサポート企業・団体表彰:1企業・団体 ○あいサポートアート展の実施 ・広島県立美術館及びふくやま美術館で開催 ・応募作品数:607点、展示数:396点、来場者数:2,572人 ・美術館展示後、市町巡回展示を実施:6市町 ○あいサポートふれあいコンサートの実施 ・出演団体(参加人数):11団体(135人)、来場者数:約360人 ・会場:コジマホールディングス西区民文化センター	○あいサポート運動 ・より障害者の生活にかかわりの深い、飲食店や生活関連サービス、公共交通機関等への展開が必要。 ○あいサポートアート展 ○ふれあいコンサート 障害のある方の日頃の文化芸術活動の取り組みの発表の場として広く認識され、一つの目標となるようにしたい。また、有効な広報活動により、障害者文化芸術活動はもちろん、障害への理解と関心を深めていく必要がある。	○あいサポート運動 ・企業・団体訪問等を行い、普及啓発に努めるとともに、認定企業・団体の増加に取り組む。 ○あいサポートアート展、あいサポートふれあいコンサートの開催により、障害のある方々の芸術参加活動を促し、生活を豊かにするとともに、県民の障害への理解を深め、障害のある方の自立と社会参加の推進を図る。	健康福祉局	障害者支援課
広島県知的障害者福祉大会の運営を支援することにより、障害者福祉について研究し、広く県民に対する福祉思想の普及・啓発を促進します。	—	○対面・集合形式にて、一般大会、はつらつ大会の実施 ・開催場所:はつかいち文化ホールウッドワンさくらびあ大ホール、一般大会参加者:209名、はつらつ大会参加者:192名 ・会長・来賓挨拶、知事表彰、会長表彰、基調講演等	○知事表彰により、知的障害者で自立更生した者等を表彰し、その功に報いるとともに、大会を通じて障害者等についての正しい理解を深め、福祉の増進に寄与した。	○引き続き当該取り組みを実施し、知的障害者の主体性を尊重し、地域での連携を図るとともに、県民の障害者についての理解促進につなげる必要がある。	○対面・集合形式にて一般大会、はつらつ大会の実施 ・開催場所:三原市芸術文化センター ポポロ(三原市) ・「明日に向かってひろげよう!」をメインテーマに三原・竹原大会として実施する。	健康福祉局	障害者支援課
広島県身体障害者福祉大会の運営を支援することにより、身体障害者の社会参加を促進し、福祉思想の普及・啓発を推進します。	—	○対面・集合形式にて実施 ・開催場所:さんわ総合センター(神石高原町)、参加者:約400名(身体障害者代表、市町行政関係者、知事表彰受賞者、会長表彰受賞者、他) ・会長挨拶、市長による歓迎のことは、知事表彰、会長表彰、来賓祝辞、アトラクション等	○知事表彰により、身体障害者で自立更生した者等を表彰し、その功に報いるとともに、大会を通じて障害者等についての正しい理解を深め、福祉の増進に寄与した。	○引き続き当該取り組みを実施し、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現を目指し、障害者の自立と社会参加を一層促進し、福祉の増進を図る必要がある。	○対面・集合形式にて実施 ・開催場所:アゼリアおおたけ(大竹市) ・参加者:約450名(身体障害者代表、市町行政関係者、知事表彰受賞者、会長表彰受賞者、他) ・県内の身体障害者の代表及び身体障害者関係の行政機関と各種団体の代表等が一堂に会し、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現を目指し、障害者の自立と社会参加を一層促進し、福祉の増進を図る。	健康福祉局	障害者支援課
社会の障害に対する差別や偏見等を取り除き、県民一人ひとりの「心のバリアフリー」を推進するため、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談等に係る業務を効率的に処理する心のバリアフリー推進員を設置するとともに、障害の特性を知り、障害者への手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」の推進、障害者に関するマークの普及促進等を図ります。	5,243	○心のバリアフリー推進員を設置(1名) ○ヘルプマークの普及啓発、無償配布の実施 ○障害者差別解消法改正に伴う、啓発用パンフレットの改訂や、啓発用動画の作成	○心のバリアフリー推進員設置1名し、障害者差別等に関する相談(16件)、うち障害を理由とする差別に係る相談12件、合理的配慮の不提供に関する相談4件)に対応した。 ○障害者差別解消法啓発パンフレットの改訂、あいサポートテキストの改訂をそれぞれ行った。また、障害者差別解消法啓発用動画を作成し、県HPにアップして広く県民が見ることができるようにした。	○引き続き相談対応を行うとともに、事業者等への障害理解促進や障害者差別解消法の周知が必要。また、障害のある当事者への障害者差別解消法の普及啓発も必要。	○障害者差別解消法における合理的配慮が民間事業者にも義務化されたことに伴う相談対応及び普及啓発を行う。	健康福祉局	障害者支援課
障害の特性や必要な配慮について理解し実践につなげるための出前講座や研修を企業・団体、地域、学校等を対象に実施します。	6,339 【再掲】	・あいサポート研修:2回 ・あいサポートメッセージャー養成研修:2回 ・就労支援メッセージャー養成研修:2回 ・あいサポートメッセージャーステップアップ研修:2回 ・企業・団体、地域、学校等への出前講座:47回	・あいサポート研修:2回 ・あいサポートメッセージャー養成研修:2回 ・就労支援メッセージャー養成研修:2回 ・あいサポートメッセージャーステップアップ研修:2回 ・企業・団体、地域、学校等への出前講座:56回(うち、学校等での出前講座23回)	○特に一般県民が研修により参加しやすくなるよう、定期研修の時期やテーマ等を工夫する必要がある。	○定期研修において、オンラインと会場のハイブリッド開催を実施するとともに、時期を上半期と下半期に分けて複数回実施する等の工夫により、より誰でも受講しやすい環境づくりを行う。また、地域での自発的な取組を促進するため、「あいサポートメッセージャー」の育成のための講師登用等についても検討する。	健康福祉局	障害者支援課

取組方向	R6 当初 予算	令和6年度に実施した 取組の詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の 取組の方向性	担当局	担当 課
精神保健福祉に関する正しい知識の普及を図るため、家族会が実施する学習会等を支援します。	459	精神障害者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神疾患や精神障害に関する普及啓発を推進するため、家族会が実施する学習会等へ支援を行った。 開催回数 R3:3回 R4:5回 R5:5回 R6:5回	家族会の学習会の開催により、精神保健福祉に関する正しい理解が深められたと考えられる。	精神保健上のニーズを有する方が地域の一員として生活することができるよう、メンタルヘルスに関する正しい知識の普及と理解の促進が必要である。	引き続き、家族会が実施する学習会等の支援を行い、精神保健福祉に関する正しい知識の普及を図る。	健康福祉局	疾病対策課
県民を対象とした人権啓発イベントでの障害者の人権に関する講演会等の開催や啓発資料展示を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。	3-(2)-イに含む	※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照				環境県民局	わたらしい生き方応援課

指 標 項 目	プラン策定時	目標	実績		備 考	担当課
			R5年度	R6年度		
【理解促進】 障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがある人の割合	67.0% [R2] ※県独自調査	70.0% [R5] ※県独自調査	68.9%	—	「第4次広島県障害者プラン」より	障害者支援課
あいさつパーター数	240,176人 [R元]	255,000人 [R7]	255,261人	261,127人		

取組方向	R6 当初 予算	令和6年度に実施した 取組の詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の 取組の方向性	担当局	担当 課
【権利擁護の推進】							
県障害者権利擁護センターの機能強化を図り、虐待発見時の速やかな通報を確保するとともに、障害者虐待の未然防止や通報義務等について、障害者、養護者及び事業者等への普及啓発活動を行います。	7,673	・虐待に関する相談援助を実施するとともに、養護者・事業者向けのパンフレット等の配布による普及啓発を行った。 〔県障害者権利擁護センター実績〕 ・相談件数:47件 ・普及啓発:リーフレット(事業者向け)2,000部、リーフレット(利用者向け)2,000部、チラシ(一般向け)5,000部	・障害者虐待防止法が周知されたことに伴い、障害者虐待発生時の通報義務の理解が深まったことで権利擁護センターへの相談・通報件数が増加した。(R5:42件→R6:47件)	・障害者虐待防止法の理解を促進し、通報義務の周知を引き続き行っていくとともに、虐待の禁止についてもより周知していく必要がある。	・令和5年4月から障害福祉サービス等事業者に義務付けられた項目について周知徹底を図るため、普及啓発の効果的な方法や配布先等を検討していく。	健康福祉局	障害者支援課
市町、事業者等の職員を対象とした障害者虐待予防・権利擁護に関する研修実施による人材育成・普及啓発を推進します。	1,269	・市町、障害福祉サービス事業者、学校及び保育所等の職員を対象とした虐待防止・権利擁護研修をYouTubeで配信する形式で実施した。 ・出席者数(アンケート回答数):1,718人	・虐待が起こらない組織作り及び起こった場合の対応方法についてを講義内容にしたことで参加者が増加した。(前年比+約400人)	・グループワークを実施する等、有効な他事例を紹介し、虐待防止に向けた取組の底上げを図っていく必要がある。	・事業所・市町の虐待事例の対応方法や虐待防止委員会の運営事例を紹介する等、より障害者虐待への理解が深まるような研修内容を検討する。	健康福祉局	障害者支援課
障害者虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、関係機関が把握している課題について検討の上、解消に向けた取組を行います。	321	・虐待防止の専門員と令和5年度の虐待防止に関する実績の共有を行うとともに、今後の取組と方向性について検討を行った。	・令和5年度の虐待防止に関する実績の共有等を行ったことで、虐待防止への理解の周知のために有効な手段等の協議を行うことができた。	・重大な虐待事案が生じた際には、会議に参加している虐待防止の専門員とこれまで以上に連携し、対応していく必要がある。	・市町の虐待防止センターをはじめ、関係機関と更なる連携を図っていく。	健康福祉局	障害者支援課
【活躍できる環境づくり】							
障害者の就業支援のため、啓発冊子の作成、障害者雇用優良事業所の知事表彰及び先進事例から学ぶための障害者雇用企業等見学会を実施し、企業の障害者雇用についての理解促進に取り組みます。	5,438	○障害者雇用・就業促進事業・啓発冊子の作成、雇用に係るノウハウ習得等のための障害者雇用企業見学会・セミナーを広島市と大竹市で開催するとともに、雇用促進について経済団体に要請を行った。	・令和6年の実雇用率は2.54%と法定雇用率を上回ったが、令和6年4月の対象事業主の範囲拡大及び法定雇用率の引き上げに伴い、法定雇用率達成企業数は半数を下回った。 ・障害者雇用企業見学会・セミナー 広島市:参加企業24社、大竹市:参加企業16社	・令和7年8月からの法定雇用率の引き上げ(2.7%)に向けて、障害者雇用の課題等を把握しながら、引き続き企業の障害者雇用の取組を促進する必要がある。	○障害者雇用・就業促進事業・引き続き、啓発冊子の作成、動画コンテンツの作成、障害者雇用優良事業所の知事表彰、障害者雇用企業等見学会(セミナー)や経済団体への要請等を実施しながら、障害者雇用の課題等を把握し、より効果的な取組を検討、実施することで、障害者雇用についての一層の理解促進を図る。	商工労働局	雇用労働政策課

指 標 項 目	プラン策定時	目標	実績		備 考	担当課
			R5年度	R6年度		
【活躍できる環境づくり】 民間企業の障害者実雇用率	2.18% [R元]	法定雇用率以上 [R7]	2.48%	2.54%	「安心・誇り・挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」より	雇用労働政策課

(5) 同和問題 ■取組の方向							
○同和地区出身者であることなどを理由とした差別等を防止するため、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行います。							
取組方向	R6当初予算	令和6年度に実施した取組の詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の取組の方向性	担当局	担当課
行政職員や企業等の人権啓発担当者、隣保館運営等担当者などに対して、研修等を実施し、人材の育成を図ります。	162	○地方改善事業事務費 ・隣保館運営等担当者等の市町職員を対象に、「相談対応の基本～実践編～」をテーマに講演をエソール広島及びオンラインにより実施し、職員の理解を深めるなど、資質向上を図った。	・多くの職員に参加してもらい、アンケート結果でも高評価を得た。	・次年度もニーズに合った研修内容となるよう、関係機関等へ意見聴取をするなど効果的な研修内容を検討する必要がある。	・隣保館が抱える問題解決や事業の活性化などのため、研修内容の見直しを行うなど、隣保館職員等の資質向上となるよう継続して実施する。	環境県民局	わたらしい生き方応援課
隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や啓発活動を行うための支援を行います。	事務費 2,028 運営費 133,112 整備費 74,561	○地方改善事業費(隣保館運営費等補助金、隣保館施設整備費補助金) ・政令市及び中核市を除く、隣保館設置10市町に対し、国の「地方改善事業費(隣保館運営費等・施設整備費)補助金交付要綱」に基づき、国と協調して補助した。 【隣保館運営費補助金】 各隣保館において社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、地域福祉事業の6つの基本事業を行うことにより、人権課題や生活上の課題の速やかな解決を図った。 【隣保館整備費補助金】 ・隣保館の耐震化を進める市町(尾道市)に対して、施設整備の補助による支援を行った。	・隣保事業を実施した市町、施設整備を行った市町に対し、効果的に支援することができた。	○指定避難所や緊急避難所としての役割が期待される中、隣保館の老朽化・耐震化への対応が十分ではない。 →R7未耐震の施設数:5(うち4は避難所指定されている) ○改築や大規模修繕等によって、「障害者差別解消法」に抵触することがないように対応が求められるが、十分に手をつけられていない現状がある。	○隣保事業の事業目的である人権課題や生活上の課題の速やかな解決に向け、市町が設置する隣保館に対する補助を引き続き、国と協調して行う。 ○地方改善事業費(隣保館運営費等補助金) ・隣保館設置10市町への運営費補助 ○地方改善施設整備費(隣保館施設整備費補助金)	環境県民局	わたらしい生き方応援課
インターネット上の差別情報について、市町や関係機関等からの情報提供や随時検索などにより状況を把握するとともに、このような人権侵害を無くすための人権尊重の意識を高める啓発を行います。	—	・インターネットの普及に伴い、個人の名誉を侵害したり、差別的な書き込みが問題となっている。このため、差別的な書き込みを監視するモニタリングを随時実施する。 ・モニタリング回数 30回 ・県内市町のモニタリング状況を把握するため、照会を実施した。 ・モニタリング実施市町 10市町(7市、3町)	・インターネットモニタリングを実施することで、いくつか差別的な書き込みを観測し、インターネット上の差別状況を把握することができた。また、市町人権施策担当課長会議で県内市町のモニタリングの実施状況やモニタリングを行う上で考慮している点や他の機関との連携状況について情報を共有することができた。	・モニタリングを継続的に実施しているが、インターネット等への差別的な書き込みについて、次々と新たな書き込みが行われるなど依然と発生している。また、削除要請を実施しても応じてもらえない場合があるなど、根本的な解決に向けて国の動きも注視する必要がある。	・引き続き、モニタリングを実施する。 ・差別的な書き込みについては、必要に応じて、市町に情報提供を行い、情報共有に努める。 ・モニタリング実施市町が増加するため、必要な情報を随時提供するなどの取組を実施する。 ・人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めるよう、全国知事会を通じて国に要望していく。	環境県民局	わたらしい生き方応援課
県民を対象とした人権啓発イベントでの同和問題に関するDVD上映や啓発資料展示等を行うとともに、同和問題や人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。	3-(2)-イに含む	※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照				環境県民局	わたらしい生き方応援課
公正な採用選考により、就職機会が均等に確保されるよう、事業主に対し、国と連携して啓発を行います。	—	○公正な採用選考のための事業主への啓発 ・広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」及び企業向けメルマガ等を活用して啓発資料等の周知を図ったほか、機会を捉えて事業主に対する公正な採用選考を働きかけた。	・広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」及び企業向けメルマガ等を活用して、事業主への啓発を実施した。	・全国的には採用選考時の各種差別事案が話題になっており、これらが発生しないように、引き続き、事業主に対する啓発が必要である。	○公正な採用選考のための事業主への啓発 ・引き続き、公正な採用選考により、就職機会が均等に確保されるよう、事業主に対し、国と連携して啓発を実施する。	商工労働局	雇用労働政策課
新規採用職員を対象とする「初任(前期)研修」など、県職員を対象に実施している研修において、正しい知識の習得に取り組みます。	—	・県職員に対しては、新規採用職員を対象とする「初任(前期)研修」や地方機関の課長等を対象とする「管理者一部研修」において、同和問題の歴史、現状、解決に向けた具体的行動の紹介や啓発冊子の配布など、正しい知識の習得に取り組んだ。	・初任研修では「人権について普段余り考える機会がないが、公務員として住民と接する前に学ぶ機会があつてよかった」、管理者研修では「常に県民に接している地方機関なので、具体的事例を説明することで理解が深まった」といった感想が寄せられており、採用時や昇任時といった県職員としての節目の機会に同和問題をはじめとした人権研修を受講することで、より効果的に学習ができていると考えられる。	・特に初任者等において、今後同和問題に対する認知度が低くなっていくことも考えられるため、研修の機会に正しく認識してもらえるよう、毎年度研修後のアンケートをチェックするなどして、PDCAを回しながら、研修を実施していく必要がある。	・引き続き、県職員を対象に実施する研修の機会を通じて、職員が正しい知識を習得できるよう取り組む。	総務局	人材マネジメント担当
指 標 項 目		プラン策定時	目標	実績		備 考	担当課
人権侵犯事件数(開始件数) [広島法務局]同和問題に対する差別待遇		10件 [R元]	—	R5年度 5件	R6年度 5件	「人権侵犯事件統計」(法務省)より	わたらしい生き方応援課
人権相談件数 [広島法務局]同和問題に対する差別待遇		12件 [R元]	—	6件	2件		

(6)外国人 ■取組の方向							
○地域とのつながりを深めながら、生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりなどを、市町と連携して取り組みます。また、県民が異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、地域における多様性を認め、尊重する地域となるよう啓発を行います。							
取組方向	R6当初予算	令和6年度に実施した取組の詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の取組の方向性	担当局	担当課
ひろしま多文化共生連絡協議会を開催し、市町及び国等の関係機関と連携強化を図り、外国籍県民の課題の共有やその解決に向けた取組を行います。	119	・ひろしま多文化共生連絡協議会を2回実施した。	・市町及び関係機関等との情報・課題の共有、連携の強化に繋がった。	・社会情勢の変化に迅速に対応できるように、市町及び関係機関等と引き続き密に情報を共有し連携を図る必要がある。	・ひろしま多文化共生連絡協議会の場で、市町及び関係機関等と情報を共有し、連携強化を進める。	地域政策局	国際課
県民と外国人が共に暮らす地域の一員として相互に理解し、外国人が孤立することなく安心して生活を送ることができるよう、地域との繋がりを持ちながら必要な情報を共有できる仕組みづくりに向け、外国人と地域との橋渡し役を行う人材の発掘を市町と連携して実施します。また、小・中・高等学校において多様な価値観を尊重することの重要性の理解を促進するための授業を支援するなど住民の異文化理解の推進に取り組みます。	4,986	・外国人と地域との橋渡し役を行う人材(キーパーソン)を発掘するモデル事業を1市で新規開始、1市で継続実施した。 ・多文化共生を受け入れる住民の意識醸成を特に若い世代から図るため、学校での異文化理解を促進する取組を支援した。	・キーパーソン候補者を新たに発掘(2名)・育成(18名)することができた。 ・学校での異文化理解を促進する取組方針を2市町で策定した。また、12高校で異文化理解に関する授業を実施した。	・キーパーソン発掘の取組を実施していない市町に対し引き続き支援が必要である。 ・外国人の情報共有の場として、キーパーソンと同様に重要な役割を担っている「外国人コミュニティ」の活動の活性化が必要である。 ・学校での異文化理解を促進する取組方針が未策定の市町が3市町ある。	・引き続き、市町等と連携しキーパーソンを発掘するモデル事業を行うとともに、外国人コミュニティの活性化を支援する。 ・取組方針未策定市町への働きかけ等を行うとともに、学校での異文化理解を促進する取組を行う。	地域政策局	国際課
外国籍県民が社会の一員として地域と交流できるよう、市町や国際交流協会等が実施する日本語教室拡充や日本語学習支援者養成研修等を支援します。	15,688	・日本語学習支援者研修等の開催(8市町)及び新規教室の開設(4地域)を行った。	・地域日本語教室の運営を担う学習支援者の確保及びスキルの向上に繋がった。	・市町と連携して取組を進めているものの、依然として、学習支援者の不足や空白地域が存在していることから、引き続き、支援者不足や空白地域解消の取組支援が必要である。	・引き続き、市町と連携し、空白地域等における支援者研修等を継続するほか、支援者確保や新規教室開設、オンラインによる日本語教室の実施により日本語教室等の充実を図る。	地域政策局	国際課
公益財団法人ひろしま国際センターや市町と連携し、外国人相談窓口の運営及び対応する相談員等の研修会を行い、言葉や生活習慣の違いから生じる課題に適切に対応します。	25,237	・司法書士、弁護士等の専門家による、多言語の外国人相談窓口を運営した。 ・市町の要望に応じて、市町における出張相談を実施した。 ・外国人に対応する相談員研修(オンライン)を2回実施した。	・外国人相談窓口において、447件・383人からの相談に対応した。 ・3市町から出張相談の依頼があった。 ・相談員研修(延べ68人参加)の参加者アンケート結果では「業務に役立つ」、「満足」等の回答があり一定の評価を得た。	・面談による相談手法が対面に限られており、遠方の外国人等も相談しやすい体制を整える必要がある。 ・多くの市町・外国人に出張相談に参加してもらえよう工夫が必要である。 ・外国人住民の増加、特に長期滞在者の増加に伴い、外国人住民が直面する課題も多様化しており、外国人相談窓口の対応スキルの向上を引き続き図っていく必要がある。	・相談者の利便性向上のため、新たにオンラインによる面談を実施する。 ・市町と連携して、開催場所や周知方法の工夫を行い、出張相談の実施を行う。 ・引き続き、相談員への研修実施によりスキルアップを図りながら、多言語での相談窓口の運営を実施する。	地域政策局	国際課
外国人材の雇用に課題を抱えている企業等を対象とし、セミナー等の実施により、適切な受入れ環境整備に関する有益な情報発信を行います。	3,707	○外国人材の受入・共生対策事業 ・外国人を受け入れる際の課題や対応事例、外国人材の活躍・定着に向けて求められる企業の取組、コミュニケーション上の課題解消のための対策やノウハウなどを提供するセミナー等を実施。 ・外国人材の職場定着や特定技能2号輩出に取り組むモデル企業の優良な事例を紹介する企業見学ツアーを開催。	・セミナーは対面とオンラインのハイブリッド形式とし、企業の課題やニーズに対応したテーマを設定したことから高い満足度を得た。 ・モデル企業の見学ツアーでは、参加企業への後日アンケートで、今後の自社での取組の参考にしたいといった回答が多くあがるなど、高い満足度を得た。	・令和9年度に技能実習制度に替わる育成就労制度の施行が予定されており、県内の企業が円滑に移行が出来るように制度の最新情報等を提供する必要がある。 ・また、育成就労制度では、他企業への転籍要件が緩和されるなど、他地域への人材流出の増加が懸念されており、引き続き、外国人材の活躍・定着等に向けた有益な情報提供を行う必要がある。	○外国人材の受入・共生対策事業 ・外国人材の職場定着に取り組む優良企業の実例紹介や、育成就労制度に関する最新情報など、外国人の受入・定着に必要な情報をセミナーや勉強会、動画等により発信する。 ・また、外国人材の雇用や就労に関する専門家による相談対応を実施し、相談を受けた企業等に対し有益な情報を提供することで、県内企業等における外国人材の円滑な受入れ、適切な就労環境、職場定着を図る。	商工労働局	雇用労働政策課
県民を対象とした人権啓発イベントでの外国人の人権に関する啓発資料展示を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。	3-(2)-イを含む	※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照				環境県民局	わたらしい生き方応援課

指 標 項 目	プラン策定時	目 標	実績		備 考	担当課
			R5年度	R6年度		
生活で困っていることがない(困った時に、すぐに相談できるを含む)と答えた外国人の割合	47.6% [R2]	70.0% [R7]	71.6%	66.5%	「安心・誇り・挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」より	国際課
人権侵犯事件数(開始件数) [広島法務局]外国人に対する差別待遇	3件 [R元]	—	1件	2件	「人権侵犯事件統計」(法務省)より	わたらしい生き方応援課
人権相談件数 [広島法務局]外国人に対する差別待遇	4件 [R元]	—	7件	8件		

(7)性的指向・性自認 ■取組の方向							
○性的指向・性自認に関する正しい情報の提供や多様性を認め合う意識の醸成に向けた啓発を行います。 ○実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。							
取組方向	R6当初予算	令和6年度に実施した取組の詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の取組の方向性	担当局	担当課
企業や医療機関、福祉施設などで相談を受ける立場の人や人事担当者など人権啓発に携わる人に対して、県等が開催する相談員等向けの会議や研修会などの機会を捉えて、性的指向・性自認に関する正しい知識や、具体的な悩みに関する事例によって研修を行うなど、理解の促進を図ります。	3-(2)-イに含む	○人権啓発指導者養成研修会(LGBT研修会)の開催 【事業の詳細】 ・次のとおり研修会をZoomによるオンライン開催及びYouTubeによる録画配信で実施した。 開催日：2月12日(オンライン開催、録画配信) 演題：「今知っておきたいLGBTQ～誰もが安心して働ける職場を考える～」 講師：株式会社アウト・ジャパン 代表取締役 屋成 和昭 【参加者数】 オンライン参加者：58人 録画配信参加者：142人 合計：200人 ○県等が開催する相談員等向けの会議や研修会における啓発 ・県等が開催する相談員等向けの研修会において、啓発冊子の配布を行った。	○人権啓発指導者養成研修会(LGBT研修会)の開催 ・ターゲットを設定し、各種調査結果等のデータ及び過去の研修アンケート結果から研修テーマ及び内容等を検討した結果、多くの参加者があった。 ・参加者区分で「企業」が最も多く、ターゲットに参加を促せた。 ・アンケート結果からも、研修内容が「役に立つ」及び「ある程度役に立つ」と回答した人が9割を超え、高評価であった。	○人権啓発指導者養成研修会(LGBT研修会)の開催 ・新たな人権課題等への対応など、最新の情報を取り入れるなど、ニーズに合った研修内容を企画し、企業担当者を中心に、より多くの人権啓発に携わる人に対して啓発を行う必要がある。 ・研修会への参加を促すより効果的な方法を検討する必要がある。	○人権啓発指導者養成研修会(LGBT研修会)の開催 ・各種研修会については、新たな人権課題等への対応など、最新の情報を取り入れるなど、ニーズに合った研修テーマ、内容及び広報の方法を検討し、地域や職場等において、人権に関する啓発・相談対応等を担う人材の資質向上を目的とした研修会を継続して実施する。 ○県等が開催する相談員等向けの会議や研修会における啓発 ・昨年度までの継続及び新規(全庁に照会)会議や研修会等で啓発冊子の配布及び啓発を行う。	環境県民局	わたらしい生き方応援課
性的指向や性自認に関する悩みを抱えている人が、エソール広島県における「LGBT相談」や県立総合精神保健福祉センター等におけるこころの健康に関する相談などの相談窓口を知り気軽に利用できるよう、効果的に相談窓口の認知度の向上を図ります。	—	○人権施策推進事業(一部) 【事業の詳細】 ・(公財)広島県男女共同参画財団が、平成29年10月から実施しているLGBT電話相談(毎週土曜日)の認知度向上のため、人権啓発イベント「ヒューマンフェスタ2024ひろしま」の会場や特設サイトで相談窓口等の周知を行った。また、人権啓発リーフレット「広島県人権だより」に相談窓口等を掲載し、県内全域に配布・配架することで、一般県民へ広く周知を図った。その他に、県ホームページによる周知も継続して実施した。	・人権啓発イベントは、具体的にターゲットを設定し、それぞれ関心の高いテーマを設定するなどの工夫をした結果、多くの参加者があり、相談窓口等の周知なども効果的に実施できた。 ・人権啓発リーフレットは、ヒューマンフェスタのゲストによる寄稿を中心に、生活に身近な各人権課題等を題材に、関係課と連携して作成し、様々な研修などで活用することで、相談窓口の周知につなげた。	・今後も意識啓発と同時に相談窓口の周知も効果的に行う必要がある。	○人権施策推進事業(一部) ・人権啓発イベント等の効果検証を行い、こうした機会を通じて、相談窓口の周知を行うほか、ホームページ、人権啓発リーフレット等による広報活動を継続して実施する。	環境県民局	わたらしい生き方応援課
性的指向や性自認に関する悩みを抱えている人が、エソール広島県における「LGBT相談」や県立総合精神保健福祉センター等におけるこころの健康に関する相談などの相談窓口を知り気軽に利用できるよう、効果的に相談窓口の認知度の向上を図ります。	—	精神保健福祉相談について、県ホームページの掲載やチラシ等の配布により周知した。	(県立総合精神保健福祉センターにおける精神保健及び精神障害者福祉に関する相談指導の件数の内、性的指向や性自認に関する悩みを抱えている人の相談件数は不明。)	こころの悩みを抱えた人がつらさや苦しさを打ち明けたり、支援を求めやすい環境を作る必要がある。	引き続き、県ホームページへの掲載や新聞への掲載などにより、相談窓口の周知を行う。	健康福祉局	疾病対策課
より多くの県民が、自分の周りに、性的指向・性自認に悩んでいる人や、当事者がいる可能性があることを自覚してもらえるよう、人権啓発イベントや性的指向・性自認に関する啓発冊子の配布など、あらゆる機会を捉えた啓発を実施し、県民理解を推進します。	3-(2)-イに含む	※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照				環境県民局	わたらしい生き方応援課
指 標 項 目		プラン策定時	目 標	実績		備 考	担当課
				R5年度	R6年度		
県内の公的機関(エソール広島含む)の性的指向・性自認に関する専門相談窓口における相談件数		172件 [R元]	430件 [R7]	268件	231件	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より	わたらしい生き方応援課

(8)感染症患者等

■取組の方向

○感染症の患者、回復者や医療従事者等に対する誤解や偏見・差別を防止するため、感染症についての正しい知識と理解の普及を図ります。

取組方向	R6 当初 予算	令和6年度に実施した 取組の詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の 取組の方向性	担当局	担当 課
HIV感染症について、関係機関と連携し、会議や研修を行うとともに、正しい知識の普及と理解促進のためのイベントを実施します。	95,106	・世界エイズデー等の啓発週間に合わせて、感染予防やHIV検査の必要性について、県ホームページや公式SNSで情報発信するとともに関係団体と世界エイズデーイベントを共催し、啓発ポスターの掲示やリーフレットの配布を行った。 ・啓発ポスターについては、各保健所庁舎に掲示するほか、病院、高等学校、企業等に配布して掲示を依頼した。	県ホームページやSNS、世界エイズデーイベントにより、広く県民に対し、正しい知識の普及啓発に取り組むことができた。 ・各保健所でエイズに関する普及啓発活動を実施することができた。	・実施内容や啓発方法について、より効果的となるよう検討し、実施する必要がある。	・世界エイズデーに合わせて、普及啓発を実施する。 ・世界エイズデーイベントを関係団体と共催で開催する。 ・各保健所や関係機関に啓発ポスターを配布する。	健康福祉局	感染症・疾病管理センター
ハンセン病について、元患者等の社会復帰支援策を講じるとともに、差別、偏見の解消のため正しい知識の普及啓発を行います。	1,170	○人権施策推進事業 ・人権啓発イベント「ヒューマンフェスタ2024ひろしま」において、ハンセン病に係るパネル展示を行った。 ・ハンセン病の普及啓発を行うため、一般県民対象の療養所訪問ツアーを実施した。	・パネル展示及び療養所訪問ツアーによる、効果的な普及啓発活動を行うことができた。今後も継続して正しい知識の普及啓発に取り組む必要がある。	・実施内容や啓発方法について、より効果的となるよう検討し、実施する必要がある。	・人権啓発イベントが開催されれば、パネル等の展示を行い、効果的な啓発活動を継続して実施する。 ・一般県民を対象としたハンセン病施設見学バスツアーを実施する。	健康福祉局	感染症・疾病管理センター
新型コロナウイルス感染症をはじめ新たな感染症に関しても、感染者やその家族・医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を防ぐため、関係課と連携し、タイムリーに正しい知識と理解促進について啓発します。	—	・新型コロナウイルス感染症に関する様々な差別的な取扱い、差別の防止や相談窓口について、県ホームページで周知した。 ・新型コロナワクチンを接種していない方に対する不利益な取扱いや接種の強要の防止及び、ワクチン接種に関する相談窓口について、県ホームページで周知した。	県ホームページにより、広く県民に対し、正しい知識の普及啓発に取り組むことができた。	・実施内容や啓発方法について、より効果的となるよう検討し、実施する必要がある。	・引き続き、県ホームページやSNS等で周知する。	健康福祉局	感染症・疾病管理センター
感染症に係る人権侵害防止のため、正しい知識について、啓発物やイベント等様々な機会を活用した啓発を行います。	3-(2)-イを含む	※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照				環境県民局	わたらしい生き方応援課
感染症に係る人権侵害防止のため、正しい知識について、啓発物やイベント等様々な機会を活用した啓発を行います。	—	・広島県人権だよりや人権啓発冊子に、B型肝炎に関連した誤解や偏見・差別をなくす啓発記事を掲載し、県民一人一人が正しい知識を持ち、思いやりと良識ある行動をとるよう周知を図った。	啓発冊子や人権イベント等で配布することで、B型肝炎に関する正しい知識の理解を促進した。	引き続き正しい知識の理解促進を図る必要がある。	・引き続き、人権啓発冊子や広島県人権だより等を活用し、正しい知識と理解について周知していく。	健康福祉局	感染症・疾病管理センター

指 標 項 目	プラン策定時	目 標	実績		備 考	担当課
			R5年度	R6年度		
人権侵犯事件数(開始件数) [広島法務局]疾病患者に対する差別待遇	0件 [R元]	—	0件	1件 HIV感染者 0件 ハンセン病患者 0件 その他 1件	「人権侵犯事件統計」(法務省)より	わたらしい生き方応援課
人権相談件数 [広島法務局]疾病患者に対する差別待遇	1件 [R元] HIV感染者 0件 ハンセン病患者 0件 その他 1件	—	0件	4件 HIV感染者 0件 ハンセン病患者 0件 その他 4件		

(9) 刑を終えて出所した人

■取組の方向

○刑を終えて出所した人に対する県民の不安感や抵抗感を軽減し、そうした人の社会復帰を進めるための啓発を行います。
○実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。

取組方向	R6 当初 予算	令和6年度に実施した 取組の詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の 取組の方向性	担当局	担当 課
再犯防止推進法に基づき、刑を終えて出所した人を含む犯罪・非行をした人の更生支援に係る県計画を策定し、市町への周知や地域における福祉の担い手に対する研修、市町計画における策定の働きかけなどにより、犯罪・非行をした人が抱える生きづらさなどについて、社会の理解促進に取り組みます。	—	○再犯防止推進事業 ・市町会議を開催し、県計画の説明を行うとともに、市町における地方再犯防止推進計画の策定に向けた働きかけを実施。	全ての市町において、再犯防止推進計画が策定された。	市町における福祉分野(高齢者、障害者等)の取組が更生支援の視点を十分に踏まえて行われるよう、引き続き後押ししていく必要がある。	○再犯防止推進事業 市町における取組が更生支援の視点を十分に踏まえらるよう、市町会議、研修を開催する。	環境 県民 局	県民 活動 課
更生保護への理解を深める取組である「社会を明るくする運動」を関係機関、民間協力者と連携して推進することにより、県民に対し啓発を行います。	—	○再犯防止推進事業 ・関係機関と連携し、7月を「社会を明るくする運動強調月間」として、啓発活動を実施。	ポスターの掲出やSNSを活用した広報などを行った。	・更生支援に関する県民の理解が深まるよう継続した取組が必要である。	○再犯防止推進事業 ・7月を強調月間として、関係機関と連携した啓発活動を実施する。(ポスターの掲出やSNSを活用した広報など)	環境 県民 局	県民 活動 課
県民を対象とした人権啓発イベントにおいて、刑を終えて出所した人の置かれている状況や支援の必要性等についての啓発資料展示等を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、出所した人に対する理解を深めるための啓発を行います。	3-(2)- イに含 む	※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照				環境 県民 局	わた し ら し い 生 き 方 応 援 課

指 標 項 目	プラン策定時	目 標	実績		備 考	担当課
			R5年度	R6年度		
地方再犯防止推進計画を策定した市町の数(他計画との一体的策定を含む。)	2市 [R2]	20市町 [R7]	19市町	20市町	「広島県再犯防止推進計画」より	県民活動課

(10)犯罪被害者等 ■取組の方向							
○犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利や各種利益が保護されるよう、地域社会において配慮され、尊重され、支えられることの重要性について、県民の理解や共感を深めるための啓発を行います。							
取組方向	R6 当初 予算	令和6年度に実施した 取組の詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の 取組の方向性	担当局	担当 課
【理解促進】							
犯罪被害者等が置かれた状況に対する県民の理解を促進するとともに、相談窓口の認知度向上を図るため、犯罪被害者講演会や街頭啓発キャンペーン等を市町や民間支援団体、関係機関と連携して実施します。	274	○安心・安全なまちづくり推進事業 ・犯罪被害者週間(11/25～12/1)において、設立20周年記念式典・記念講演を(公社)広島被害者支援センターと共催で開催。 ・同週間において街頭啓発キャンペーンを実施。	令和6年度の県調査では犯罪被害者等を支援するための相談体制の認知度は11.7%であるが、上昇傾向にある。	・犯罪被害者の置かれた状況等に対する社会の理解促進を図る継続した取組が必要である。	○安心・安全なまちづくり推進事業 ・県民や事業者を対象としたデジタルを活用した広報を検討する。 ・犯罪被害者週間における講演会や街頭啓発キャンペーン等を実施する。	環境 県民 局	県民 活動 課
犯罪被害者等支援施策に取り組む意義及び必要性を理解し、犯罪被害者等個々の状況に応じた適切な支援を提供できるよう、行政や関係団体職員等に対し、基礎的知識や具体的な対応の習得を目的とした研修等を実施します。	475	○安心・安全なまちづくり推進事業 ・犯罪被害者等支援を行う行政や関係団体職員に対して研修を実施(犯罪被害当事者からの講演、支援に必要な知識・技能等の講習)	第1部は参集及びオンラインで実施し、156名が参加した。第2部は、参集のみで実施し、75名が参加した。BPの目標である、120名を達成できた。	・犯罪被害者等支援を担う人材を育成する継続した取組が必要である。	○安心・安全なまちづくり推進事業 ・犯罪被害者等支援を行う行政や関係団体職員に加え、心理系大学生及び学校の養護教諭等を対象に、犯罪被害者等が置かれた状況や、相談対応に必要な知識・技能等について、研修を実施する。	環境 県民 局	県民 活動 課
犯罪被害者等支援施策に関する情報などを一元的に集約し、犯罪被害者等や支援員等が幅広く活用できるよう県のホームページ上で発信します。	—	○安心・安全なまちづくり推進事業 ・犯罪被害者等への情報提供の充実化を目的として、ホームページを改修した。	・犯罪被害の類型ごとに情報を区分し、伝えやすい改修内容とした。	・犯罪被害者や支援者等が、多岐にわたる支援について一元的に最新の情報が入手できるよう、引き続き情報発信を行っていく必要がある。	○安心・安全なまちづくり推進事業 ・「犯罪被害者支援ハンドブック」を更新し、県ホームページで提供する。 ・犯罪被害者等に向けて作成したホームページの内容を、必要に応じて見直す。	環境 県民 局	県民 活動 課
公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた、公益社団法人広島被害者支援センターに対する助言・指導、財政的支援を行います。	7,400	・公益社団法人広島被害者支援センターによる支援が全国的な水準で行われるよう、犯罪被害者等の実態、二次的被害を防止するための留意事項等必要な情報提供を行うとともに、財政的支援の充実に努めた。	・公益社団法人広島被害者支援センターに対する必要な情報提供を行うとともに、賛助会員への加入を呼びかける等の財政的支援を行った。	・公益社団法人広島被害者支援センターとの更なる連携及び財政的支援の拡充が必要である。	・公益社団法人広島被害者支援センターと連携を図り、部内外での犯罪被害者支援に関する講義の機会等に公益社団法人広島被害者支援センターの意義・活動等について広報するとともに、財政的・人的基盤の確立に向けて協力する。	警察 本部	警察 安全 相談 課
「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた機運の醸成として、犯罪被害者等の人権尊重理念の普及を図るための啓発活動を推進します。	—	・関係機関及び公益社団法人広島被害者支援センター等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況をSNS等の各種広報媒体を用いて周知した。 ・犯罪被害者支援週間にあわせて、被害者支援講演会を公益社団法人広島被害者支援センター等と共催した。 ・中学生・高校生等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努めた。	・各種広報媒体を用いた広報を行うとともに、犯罪被害者週間においては、公益社団法人広島被害者支援センターとの共催による基調講演の開催、街頭キャンペーンの実施等により、広く県民に対する広報啓発活動を推進した。 ・「命の大切さを学ぶ教室」を県下各所で多数開催し、参加者からは好評を得た。	・犯罪被害者の置かれた状況等に対する社会の理解促進を図る継続した取組が必要である。	・引き続き、多様な広報媒体を活用し、犯罪被害者週間を始めとして、あらゆる機会を捉え、広報啓発活動を推進する。 ・教育委員会と連携し、中学生・高校生等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を開催する。	警察 本部	警察 安全 相談 課
県民を対象とした人権啓発イベントにおいて、犯罪被害者等の人権についての啓発資料展示等を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。	3-(2)- イに含 む	※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照				環境 県民 局	わた しらし き方 応援 課

取組方向	R6 当初 予算	令和6年度に実施した 取組の詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の 取組の方向性	担当局	担当 課
【犯罪被害者等への支援】							
捜査過程における二次的被害の防止・軽減を目的として、犯罪被害者等が受ける精神的、経済的、身体的被害の軽減を図るための支援活動の充実強化及び国の「犯罪被害者等基本計画」に沿った施策に関する研修を推進します。	—	・捜査過程において犯罪被害者の支援にあたる職員に対する教養を推進した。 ・「広島県警察犯罪被害者支援基本計画」に沿った施策に関する研修を推進した。	・職員に対する教養、研修等を実施した。	・捜査過程において犯罪被害者の支援にあたる職員に対して、継続的な教養の推進が必要である。	・捜査過程において犯罪被害者の支援にあたる職員に対する教養を推進する。 ・「広島県警察犯罪被害者支援基本計画」に沿った施策に関する研修を推進する。	警察本部	警察安全相談課
「犯罪被害者等支援総合窓口」を設置し、犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し、各種支援制度に関する情報提供や専門支援機関の紹介等を行います。特に潜在化しやすい性被害については、専門の相談窓口「性被害ワンストップセンターひろしま」により、安心して相談でき、適切な支援を受けることができる旨の情報提供等を行います。	28,796	○安心・安全なまちづくり推進事業 ○性被害ワンストップセンターひろしま運営事業 ・犯罪被害者等支援総合窓口における医療福祉のコーディネート等の支援機能強化や性被害ワンストップセンターひろしまで実施する、電話相談（24時間365日）、面接相談、専門支援などについて周知した。	・犯罪被害者等支援総合窓口における医療福祉のコーディネート等の支援機能強化や性被害ワンストップセンターひろしまで実施する、電話相談（24時間365日）、面接相談、専門支援などについて周知できた。	・令和6年度の県調査では犯罪被害者等を支援するための相談体制の認知度は11.7%であり、さらに高めていく必要がある。 ・令和6年度の県調査では性被害ワンストップセンターひろしまの認知度は9.6%であり、さらに高めていく必要がある。 ・被害が潜在化しやすい性犯罪・性暴力被害者に対し、被害の多い若年層に対する効果的な啓発を行っていく必要がある。	○安心・安全なまちづくり推進事業 ・民間と連携した広報啓発を強化し相談窓口の周知を図る。 ○性被害ワンストップセンターひろしま運営事業 ・引き続き、安心して相談でき適切な支援につながるようセンターを運営するとともに、相談窓口の周知を図る。	環境県民局	県民活動課
指 標 項 目		プラン策定時	目 標	実績		備 考	
				R5年度	R6年度		
犯罪被害者等を支援するための相談体制の認知度		11.2% [R2]	18.0%以上 [R7]	10.5%	11.7%	「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」より	

(11) インターネットによる人権侵害

■取組の方向

○インターネットを通じた、個人の名誉やプライバシーの侵害を防ぎ、適正なインターネット利用や被害を受けた場合の救済手段の周知啓発を行います。

取組方向	R6 当初 予算	令和6年度に実施した 取組の詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の 取組の方向性	担当局	担当 課
SNS やインターネット掲示板への個人を誹謗中傷する書き込み等に関する県民からの相談に対して必要な助言を行います。また、不正に個人情報を入手するウィルスや偽・詐欺サイト等について、県民に対してホームページ等での情報発信による注意喚起を行います。	—	・サイバー110番への県民からの相談に対し、適切な助言を実施した。 ・県警察のホームページや公式SNSで、注意喚起情報を掲載したり動画を配信するなど、最新のサイバー犯罪の手法や被害防止に関する情報発信を行って広報啓発活動を推進した。	・サイバー110番が周知され始め、迅速な助言指導により被害拡大防止が行えた。 ・県警ホームページ、公式SNSを有効活用し、最新のサイバー犯罪の手法についての注意喚起など、効果的な広報活動を実施することができた。	・犯行手法が常に変化しているため、最新知識の習熟に努め、適切な助言指導を行う必要がある。 ・引き続き、多くの県民に向け、効果的な広報啓発活動を行っていく必要がある。	・県民からの相談に対して必要な助言を行う。 ・県警察のホームページやSNSなど、あらゆる媒体を利用し、サイバー犯罪被害防止に向け、タイムリーで分かりやすい情報発信を行う。	警察本部	サイバー犯罪対策課
インターネットを利用したサイバー犯罪の被害を未然に防止するため、県民に対して広報資料の発信及びサイバー犯罪被害防止のための講演・セミナーの開催等、広報啓発活動を実施します。	—	・サイバーセキュリティ月間中、県民向けのセミナー「サイバーセキュリティ・カレッジin広島」や、誰もが参加できるイベントとして「サイバーセキュリティコンサート」を集中して開催するなど、効果的な広報啓発活動を実施した。	・「サイバーセキュリティコンサート」の開催やラジオ出演による注意喚起など、多くの県民に対して、広報啓発活動を実施することができた。	・インターネット利用による被害を防ぐため、効果的な広報啓発活動を続けていく必要がある。	・「サイバーセキュリティ・カレッジin広島」、「サイバーセキュリティコンサート」のように、誰もが参加できる効果的な広報啓発活動を充実していく。 ・インターネットを利用した犯罪を未然に防止するため、より広く、多くの方に対して広報啓発活動を実施する。	警察本部	サイバー犯罪対策課
個人情報保護制度について、個人情報の適正な取扱いを促進するため、県ホームページによる個人情報保護制度に関する情報提供、県民や事業者からの個人情報に関する相談への対応や県職員を対象とした個人情報保護制度についての研修会開催などを行います。	121	○個人情報保護制度の啓発等 ・県ホームページにおいて、個人情報保護制度に関する情報提供を実施 ・県職員を対象に、個人情報保護制度の見直し、個人情報の漏えい等に係る対応・対策等についての研修をオンラインで実施 ・県民からの個人情報に関する相談対応	・個人情報保護制度の概要や個人情報を取り扱う際の主なルールなどを県ホームページに掲載して周知した。 ・個人情報を取り扱うすべての県職員を対象に、オンラインによる研修を実施した。	・個人情報保護制度について、効果的な啓発、研修等を実施していく必要がある。	○個人情報保護制度の啓発等 ・県ホームページ等で個人情報保護に関する情報提供を実施する。 ・県職員を対象に、オンラインで個人情報保護に関する研修等を実施する。	総務局	総務課
県民を対象とした人権啓発イベントにおいて、インターネットによる人権侵害についての資料展示等を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。	3-(2)-イに含む	※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照				環境県民局	わたらしい生き方応援課
指 標 項 目		プラン策定時	目 標	実績		備 考	
				R5年度	R6年度		
インターネット掲示板への書き込みをめぐるトラブル等の相談件数		4,433件 [R元]	—	5,666件	5,059件	「警察本部集計」より	

(12)国及び他団体と協力していく分野							
【北朝鮮当局による拉致問題等】							
■取組の方向							
○北朝鮮当局による拉致問題等は重大な人権侵害であり、一日も早く解決すべき課題であることについて、県民の関心と認識を深めていきます。							
取組方向	R6当初予算	令和6年度に実施した取組の詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の取組の方向性	担当局	担当課
北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日から12月16日)を中心に、国・市町との共催による映画上映などの人権啓発イベントや国作成ポスターの掲示、県ホームページ、SNSなど様々な媒体を活用した啓発活動を実施します。	—	・県立図書館との連携展示、ブルーリボン・ツリーの設置：図書館所蔵の関連図書の紹介、ブルーリボンをクリスマスツリーに結んでもらう参加型の取組 ・啓発パネル・ポスター展示：拉致年表・取組等の展示、小冊子の配付 ・県HP・SNSでの広報：拉致理解の呼びかけ・県施策の紹介・ヒューマンフェスタでの広報：パネル展示、小冊子の配布 ・職員へのブルーリボンシール着用促進、啓発期間中のシール着用、啓発・配布 ・各市町へのブルーリボンシール配付：職員の着用や窓口での配布 ・政府拉致問題対策本部及び県内各市町との共同開催事業の実施：映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」上映会の開催(府中市) ・県内拉致問題啓発イベント(拉致問題啓発映画上映会)における署名活動の実施	・啓発週間(12.10～12.16)を中心とした取組を通じて、拉致問題について一定程度啓発できた。 【実績】 ・県立図書館：ブルーリボン230個、小冊子62冊 ・県庁舎：ブルーリボン18個、小冊子13冊 ・県職員へのブルーリボンシール着用促進：7,520枚 ・県内各市町拉致問題担当課へのブルーリボンシール配布：9,740枚 ・映画上映会の開催を通じ、拉致問題について一定程度啓発できた。 【実績】 ・映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」上映会(府中市)参加人数：170名 ・県内拉致問題啓発イベントにおける署名：81筆	・拉致被害者のご家族の高齢化が進む中、帰国に向けて速やかな対応が求められており、国民に対する意識啓発を継続的に行う必要がある。 ・拉致問題の解決に向けては、北朝鮮に対する政府の強力な取組とともに、国民、県民の関心を喚起し、認識を深めていくための取組が必要である。特に拉致問題への関心が比較的低いと考えられる若い層への啓発を強化していくことが重要である。	・知事会などを通じて政府に積極的な対応を求めるとともに、県民に対する拉致問題に関する理解促進に取り組む。 ・若年層など拉致問題に関する知識関心の低い層にも拉致問題を知り、考えてもらうための方法を引き続き検討・実施する。 ・国や市町と連携しながら、拉致問題の早期解決に向けて、引き続き啓発活動に取り組む。	地域政策局	国際課
北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日から12月17日)を中心に、国・市町との共催による映画上映などの人権啓発イベントや国作成ポスターの掲示、県ホームページ、SNSなど様々な媒体を活用した啓発活動を実施します。	—	・北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、警察署、交番、公共交通機関の駅構内において政府拉致対策本部作成のポスターを掲示した。 ・警察広報紙、SNS、ラジオ放送を利用し、幅広い世代への広報活動を実施した。 ・若い世代の職員への拉致問題に関する職場教養を実施した。 ・政府拉致対策本部作成の広報用チラシ18,917枚を警察署、交番、防犯イベントにおいて配布した。	・SNSをはじめとする様々な媒体を活用した広報やチラシ配布活動を行ったことにより、北朝鮮人権侵害問題啓発週間に関する県民の理解を深め、拉致問題解決に向けた機運を高めた。	・事案発生から長い年月が経過、拉致被害者帰国からも20年以上が経過していることから、拉致問題の風化が懸念される。	・北朝鮮当局による拉致問題等は重大な人権侵害、犯罪行為であり、一日も早く解決すべき課題であることについて、県民の関心と認識を高めるために、様々な媒体を利用した広報啓発活動を実施する。	警察本部	外事課
北朝鮮による拉致問題に対する県民の関心と認識を深めるため、県民を対象とした人権啓発のイベントにおいて資料展示やDVD上映などを実施するとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布等を行います。	3-(2)-イに含む	※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照				環境県民局	わたらしい生き方応援課

指 標 項 目	プラン策定時	目 標	実績		備 考	担当課
			R5年度	R6年度		
【北朝鮮当局による拉致問題等】 人権侵犯事件数(開始件数) [広島法務局]北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	0件 [R元]	—	0件	0件	「人権侵犯事件統計」(法務省)より	わたらしい生き方応援課
人権相談件数 [広島法務局]北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	0件 [R元]	—	0件	0件		

【アイヌの人々】							
■取組の方向							
○先住民族であるアイヌの人々について、歴史や文化を含めた正しい知識を啓発します。							
取組方向	R6当初予算	令和6年度に実施した取組の詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の取組の方向性	担当局	担当課
アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい理解と認識を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指す国の方針を踏まえ、適宜関係団体と協力しながら、県民を対象とした人権啓発イベントでのアイヌの人々についてのDVD上映や啓発資料展示等を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。	3-(2)-イに含む	※3-(2)-イ啓発資料の作成・配布等を参照				環境県民局	わたらしい生き方応援課

指 標 項 目	プラン策定時	目 標	実績		備 考	担当課
			R5年度	R6年度		
【アイヌの人々】 人権侵犯事件数(開始件数) [広島法務局]アイヌの人々に対する差別待遇	0件 [R元]	—	0件	0件	「人権侵犯事件統計」(法務省)より	わたらしい生き方応援課
人権相談件数 [広島法務局]アイヌの人々に対する差別待遇	0件 [R元]	—	0件	0件		

3 効果的な啓発の実施

具体的な取組内容	R6当初予算	令和6年度に実施した取組の詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の取組の方向性	担当局	担当課
(1) プランの推進体制							
広島県人権施策推進協議会における人権啓発活動の企画・実施、情報共有等、関係機関との連携・協力		【事業の詳細】 ・広島県人権施策推進協議会の開催 ・広島県人権啓発活動ネットワーク協議会の開催 ・地域の実情に応じた地域密着型の啓発活動を実施(国庫受託事業の市町への再委託) ・人権の花運動、人権講演会 ほか(再委託先:22市町(広島市を除く。))	・各協議会を開催し、連携を図ることができた。	更なる連携強化など、広島県人権啓発推進プランに基づく施策を総合的かつ効果的に推進する必要がある。	・広島県人権施策推進協議会及び広島県人権啓発活動ネットワーク協議会との連携・協力・活用を引き続き行い、総合的かつ効果的な啓発の実施を検討する。 - また、人権啓発活動については、各啓発手法ごとに効果検証を行い、見直しを広島県人権啓発活動ネットワーク協議会と連携して行う。	環境県民局	わたらしい生き方応援課
(2) 効果的な啓発方法							
ア 情報の共有と活用							
好事例の活用等による取組内容の充実、統計データの活用等		【事業の詳細】 ・人権啓発推進プランのフォローアップを通じて、各人権課題への取組を把握し、関係課へ情報提供を行い、活用を促した。	・広島県人権施策推進協議会において、フォローアップを通じて、関係局の取組について情報共有することができた。	啓発イベント等で、情報を活用し、効果的な啓発を行うことができるよう、統計データの活用や課題同士との組み合わせによる効果的な啓発方法の検討をさらに進めていく必要がある。	・好事例や統計データの活用を検討を行い、各人権課題の施策へ反映させ、効果的な啓発方法を引き続き、実施する。	環境県民局	わたらしい生き方応援課
イ 人権課題全般の周知							
人権啓発イベントの実施	6,042	○人権施策推進事業(一部)【事業の詳細】 ・人権啓発イベント「ヒューマンフェスタ2024ひろしま」を開催し、講演会、トークショー等のイベントを実施するとともに、広島県人権だより等の啓発冊子を作成・配布するなど、生命の尊さ・大切さなど人権尊重に対する理解を促進した。 - 会場参加者 10,289名 - 初参加者の割合:74.5% 「日常生活において参考になる内容があった人の割合」:91.4%※ 「人権に対する関心が深まった人の割合」:90.1%※アンケート結果より	・参加者数、初参加者の割合、「日常生活において参考になる内容があった」人の割合は目標を上回り、「人権に対する関心が深まった」人の割合についても目標値を0.1%下回ったものの、フェスタ自体は好評を得て、効果的に実施できた。	・性的指向・性自認に対する社会の関心の高まりといった状況変化や、インターネットを通じた誹謗中傷・個人の名誉毀損などの新たな課題もある。 ・このため、根拠のない不合理な差別を許さず、多様性を認め、個性を尊重し合う意識を根付かせていくような啓発の推進や、日常生活において、人権への配慮が態度や行動に自然に現われてくるよう、人権尊重の理念を普及させる必要がある。	○人権施策推進事業(一部) ・人権啓発推進プランに掲げる人権問題については、多様性に関する正しい知識の周知を図るとともに、日常生活の中に反映されるような実践的な内容にする。 ・社会情勢の変化や新たに発生する人権課題については、的確に状況の把握を行い、関係部署と連携して、時機を捉えた対応を行う。 ・人権啓発イベント等の効果検証を行い、ターゲット設定、実施形態、目標、実施方針等の見直しを行い、人権尊重の理念を普及し理解されるよう、効果的な啓発イベントを継続して実施する。	環境県民局	わたらしい生き方応援課
啓発資料の作成・配布等	1,039	○人権施策推進事業(一部)【事業の詳細】 ・次のとおり人権全般を対象とした冊子や各人権課題を扱った啓発資料を作成・配布し、ホームページへ掲載した。 - 啓発リーフレット「広島県人権だより(令和6年度版)」 - 内容:女性の人権及び性的指向・性自認について啓発し、各種相談窓口等を記載した。 - 発行数:21,300部 - 人権啓発冊子「気づき」から「きずな」へ増刷(1,000部)	・広島県人権だよりは、ヒューマンフェスタのゲスト寄稿が好評で、福山市及び大竹市等から追加で発注依頼があった。	・性的指向・性自認に対する社会の関心の高まりといった状況変化や、インターネットを通じた誹謗中傷・個人の名誉毀損などの新たな課題もある。 ・このため、根拠のない不合理な差別を許さず、多様性を認め、個性を尊重し合う意識を根付かせていくような啓発の推進や、日常生活において、人権への配慮が態度や行動に自然に現われてくるよう、人権尊重の理念を普及させる必要がある。	○人権施策推進事業(一部) ・生活に身近な各人権課題等を題材に、それぞれの対象者に分かりやすいものとなるよう、引き続き、関係課等と連携して取り組む。 ・既に発行している冊子等については、引き続き、多くの方に使用してもらえようように、記載している内容が最新のものとなっているか見直しを含め、検討する。	環境県民局	わたらしい生き方応援課
(3) 人材育成							
ア 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修							
県職員に対する研修実施		・県職員に対しては、「広島県人権問題職場研修実施要綱」に基づき、各機関において、所属の全職員を対象とする職場研修を実施した。	【回数、参加人数】 ・実施回数:延べ405回、参加人数:延べ13,022人 ・R6年度はR5年度よりも、実施回数は増加したが、参加人数は減少した(病院事業局を除くと参加人数も増加)。 ・各所属で、オンラインやオンデマンドを活用しながら、柔軟に開催されている。 【テーマ】 ・障害者や、同和問題、職場・労働者、性、インターネット、ハラスメントについては、例年どおり、多くの職場で取り上げられている。 ・例年と比べ、子どもをテーマとした研修が多かった。	・幅広い業務にあたる県職員においては特定の人権問題だけでなく、多岐にわたる人権問題についての知識を身につける必要がある。 ・そのためには、各職場で人権研修を主導する人権問題職場研修推進員に対し、適切な研修を行い、最新の人権課題の状況等について知識を習得・アップデートしてもらう必要がある。	・研修センターで実施する人権問題職場研修推進員研修と連携しながら各職場の推進員の育成を行うことで、県職員一人ひとりが、人権問題を正しく認識し理解を深め、それぞれの行政分野において適切な対応が行えるような人権問題職場研修を行う。	総務局	人材マネジメント担当
		・人権問題についての講義を実施(対象:初任研修、管理者研修、医療業務従事職員初任研修) ・人権問題職場研修推進員に対し、人権問題に対する認識を深めながら、研修の効果的な進め方を習得するための研修を実施(オンラインで実施した)	- 令和6年度は、延べ611名に人権問題に係る研修を実施し、アンケート結果では96.2%から「良い」「どちらかというが良い」を評価を得た。(未記入・未提出除く) - 各研修の受講者数は以下のとおり。 ・初任前期…261人 ・管理者研修…170人 ・初任(医療専門職)…94人 ・人権問題職場研修推進員…86人	アンケートの意見を参考に、より個別具体的な気づきや行動につながる研修内容の検討と、研修講師の開拓をする必要がある。	・関係課と連携の上、引き続き、効	総務局	自治総合研修センター

具体的な取組内容	R6 当初 予算	令和6年度に実施した取組の 詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の取組の方向性	担当局	担当 課				
市町職員、消防職員、警察、農林漁業団体関係者等に対する研修実施	-	(消防学校) 【事業の詳細】 ・消防学校で実施している市町消防職員への初任教育において、人権問題についての講義を実施 ・令和6年度は「人権」と「ハラスメント」に関する講義を各1回実施	・「人権」の講義については、わたらしい生き方応援課の協力を得て、様々な人権課題や今日における同和問題について正しい理解の促進を図ることができた。 ・「ハラスメント」については、総務省消防庁が作成した資料を参考に、消防職場は、その特殊性からハラスメントを生みやすい土壌にあることや適正な教育・訓練・指導とハラスメントとの違いについての認識を深めた。	・消防職員は、緊急性の高い現場や過酷な環境の下で住民への適切な対応が求められることから、表面的な理解にとどまらず、ひときわ高い倫理観が求められるため、引き続き、効果的な研修を継続する必要がある。	・令和7年度も同様の講義を各1回実施(実施済み)	危機管理監	消防学校				
		外国人に対応する相談員研修の実施 【事業の詳細】 ・県や市町の外国人相談窓口等で相談業務に従事する担当者を対象に、相談を受ける際の注意点や技法を学ぶとともに、他地域の担当者との情報共有や連携を促進する研修会を開催し、相談窓口対応の質の向上を図った。 (2回開催(オンライン)、延べ68人参加)	・例年、対面式の研修を同じ内容で県内2～3箇所で開催していたが、6年度は、オンライン研修としてテーマを替えて2回実施したところ、参加者が増加した。 ・特に2回目の研修テーマを「相談事例検討会」とし、より実践に即した内容としたところ、9割以上の参加者から「業務にとっても役に立つ」との高い評価を得た。	・外国人住民の増加、特に長期滞在者の増加に伴い、外国人住民が直面する課題も多様化しており、外国人相談窓口の対応スキルの向上を引き続き図っていく必要がある。	・引き続き、相談員等への研修を実施し、相談業務に関するスキルアップを図っていく。	地域政策局	国際課				
		【再掲】※2-(10)行政や関係団体職員等に対する研修等の実施を参照					環境県民局	県民活動課			
	90	農林漁業団体関係者に対する研修実施 【事業の詳細】 講演・グループ討議方式 テーマ:インターネットによる人権侵害 講師:上村 崇(福山平成大学教授) 10月4日(金)広島会場、10月11日(金)庄原会場、10月25日(金)福山会場 参加者数:177人 県内一円WEB方式 テーマと講師は上記と同じ 10月31日(木)～12月27日(木) 参加者数:不明					<アンケート結果より> (1)人権問題に対する意識の向上への寄与、満足度については一定の評価を得る結果となった。 (2)研修会の形式は、講演会とグループ討議の併用が、高い評価を得ている。 (3)今後、参加してみたい人権問題のテーマとしては、高齢者、外国人等の要望が多い。	(1) 研修会の運営について開催の趣旨から、団体等から多くの参加が見込めるよう研修会の運営について検証を行う必要がある。 (2) 研修テーマの選定についてアンケート調査により要望が多かったテーマを考慮するほか、社会的関心が高いテーマやこれまで実施したテーマについても定期的に選定しながら、継続的に研修を実施する必要がある。	【R7年度の方向性】 (1)効果的で円滑な研修運営に向け、人権問題職場研修推進員との連携を図っていく。 (2)この研修会は、農林水産関係団体を対象に人権問題に関する啓発活動を実施する「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業を受託して実施しており、農地所有適格法人や農業参入企業等への参加呼びかけやWEB方式の活用など、関係団体からの参加者の増大を図り、そのための手法を検討する。	農水産局	農林水産総務課
	461	警察職員へ様々な人権問題に関する教養を実施 【事業の詳細】 ・聴覚障害者に対する理解促進、窓口対応の充実化等を図るため、手話初心者を対象とした手話講習や、同講習を修了した職員を対象とした手話ブラッシュアップ講習等を実施し、人権に配慮した警察活動に資する教養を推進した。 [手話講習(R6.9.18～9.20開催)] ・1回開催、15名受講 [手話ブラッシュアップ講習(R6.11.13、R6.11.20・R6.11.15、R6.11.22開催)] ・2回開催、計15名受講					・一般社団法人広島県ろうあ連盟の協力を得て、手話講習及び手話ブラッシュアップ講習を効果的に実施することができた。	・これまでの取組等により、聴覚障害者に対する窓口対応等については、一定の効果が認められるが、引き続き、広く職員の意識等を向上させるため、今後も手話講習及び手話ブラッシュアップ講習の開催等により、人権に配慮した警察活動に資する教養を推進する必要がある。	【警察職員に対して手話講習等の人権に配慮した警察活動に資する教養を実施】 ・人権課題は多様化しており、社会情勢の変化等を踏まえ、職員が正しい知識を得る機会等を充実させるため、引き続き、手話講習や手話ブラッシュアップ講習等の研修機会を設け、人権に配慮した警察活動に資する教養を推進する。	警察本部	人材育成課
各実施団体主体による取組に対する支援	-	○各種研修会の実施及び研修用資料等の作成・配布 【事業の詳細】 ・人権啓発指導者養成研修会、市町人権施策担当課長会議及び隣保館運営等担当者研修会を開催し、市町が実施する研修会を支援 ・人権啓発冊子、「広島県人権だより」等の作成・配布や人権啓発に係る図書、DVD、資料等を購入し、市町・民間企業等の人権啓発指導者等に貸出	・研修会については、対象者に合わせた研修内容とするなど、効果的に実施することができ、また、多くの受講者が「参考になった」との高評価を得ることができた。	・新たな人権課題等への対応など、最新の情報を取り入れるなど、ニーズに合った研修内容を企画し、企業担当者を中心に、より多くの人権啓発に携わる人に対して啓発を行う必要がある。 ・研修会への参加を促すより効果的な方法を検討する必要がある。	○各種研修会の実施及び研修用資料等の作成・配布 ・各種研修会については、新たな人権課題等への対応など、最新の情報を取り入れるなど、ニーズに合った研修テーマ、内容及び広報の方法を検討し、地域や職場等において、人権に関する啓発・相談対応等を担う人材の資質向上を目的とした研修会を継続して実施する。 ・各実施主体による取組に対して、最新の情報・資料等を提供するなど、引き続き支援を行う。	環境県民局	わたらしい生き方応援課				

具体的な取組内容	R6 当初 予算	令和6年度に実施した取組の 詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の取組の方向性	担当 局	担当 課
イ 担当者育成のための研修等							
啓発手法等に関する調査・研究		【事業の詳細】 ・中国ブロック人権主管課長会議において、人権フェスティバルや啓発効果の高い配布物品などについて情報共有・意見交換を実施 ・市町の啓発情報の把握及び情報提供の実施 ・(公財)人権教育啓発推進センターの人権啓発研修等に参加することにより、人権研修のノウハウや効果的な啓発内容等についての情報を収集	・他県や市町の情報を参考に啓発内容の検討を行うことができた	大学などの関連団体等の取組内容・手法等についても調査・研究を行う必要がある。	・国、都道府県、大学等の情報収集を行うなど、最新の参考事例をもとに効果的な啓発手法について、検討を進め、人権啓発の効果的な推進を図る。 - また、様々な啓発手法について、効果検証を行い、根本的な見直しを関係課と連携して行う。	環境 県民 局	わた らしい 生き 方広 域課
市町・民間企業等人権啓発担当者への研修	2,285	○人権施策推進事業（一部） 【事業の詳細】 ・次のとおり研修会をZoomによるオンライン開催及びYouTubeによる録画配信で実施した。 ①人権啓発指導者養成研修会（ヒューマンライツ夏セミナー）の開催 開催日：7月24日（オンライン開催、録画配信） 【午前の部】 演題：「CSRと人権～SDGs時代の経営戦略～」 講師：横浜市立大学国際教養学部教授／CSR&サステナビリティセンター長 影山摩子弥 オンライン参加者：43人 録画配信参加者：109人 合計：152人 【午後の部】 演題：「自分も相手も大切にする職場のコミュニケーション」 講師：社会心理学講師／カウンセラー 市場恵子 オンライン参加者：43人 録画配信参加者：120人 合計：163人	① ・ターゲットを設定し、各種調査結果等のデータ及び過去の研修アンケート結果等から研修テーマ及び内容等を検討した結果、多くの参加者があった。 ・アンケート結果からも、研修内容が「十分役に立つ」及び「ある程度役に立つ」と回答した人が8割を超え、高評価であった。 ② ・ターゲットを設定し、各種調査結果等のデータ及び過去の研修アンケート結果等から研修テーマ及び内容等を検討した結果、多くの参加者があった。また、参加者区分で「企業」が最も多く、ターゲットに参加を促せた。 ・アンケート結果からも、研修内容が「役に立つ」及び「ある程度役に立つ」と回答した人が9割を超え、高評価であった。	・新たな人権課題等への対応など、最新の情報を取り入れるなど、ニーズに合った研修内容を企画し、企業担当者を中心に、より多くの人権啓発に携わる人に対して啓発を行う必要がある。 ・研修会への参加を促すより効果的な方法を検討する必要がある。	○人権施策推進事業（一部） ・各種研修会については、新たな人権課題等への対応など、最新の情報を取り入れるなど、ニーズに合った研修テーマ、内容及び広報の方法を検討し、地域や職場等において、人権に関する啓発・相談対応等を担う人材の資質向上を目的とした研修会を継続して実施する。 ・行政や企業といった所属する団体の種別ごとに、関係性の高い課題やその特性に合わせた研修を実施し、他団体の好事例を紹介するなど、効果的な取組にする。 ・県等が開催する相談員等向けの会議や研修会などの機会を捉えて、理解の促進を図る。（LGBT研修）	環境 県民 局	わた らしい 生き 方広 域課
文献や資料等の整備・充実及びDVDの貸出や冊子の紹介等の利用促進	1,134	【事業の詳細】 ・人権啓発に係るDVD、資料等を購入し、市町、企業等の啓発担当者に貸出・配布した。 ・県ホームページで貸出状況のランキングを紹介し、利用を促進した。 DVD・ビデオ貸出件数 402本 DVD・ビデオ貸出先数 127件 貸出利用者の満足度 95.0%	左記の通り、庁内外の多くの団体にDVDの貸出を行うことで、庁内や企業で行う研修を効果的に実施するための支援を行うことができた。また、利用者のニーズの多いハラスメント等の資料を充実させることで、利用者の満足度について、95.0%を得ており、社会情勢に合わせた効果的な人権啓発を行うことができた。	・性的指向・性自認等、新たな人権課題に対応した資料を購入するなど、最新の内容やニーズに合った整備を行う必要がある。	・引き続き、利用の促進に努める。 ・利用者アンケート結果を参考に、どのようなDVDが求められているのか的確に把握し、新規教材の整備を進め、充実を図る。		

具体的な取組内容	R6 当初 予算	令和6年度に実施した取組の 詳細	取組の評価等	今後の課題等	令和7年度の取組の方向性	担当 局	担当 課
(4) 多様な手法や時機を捉えた啓発							
マスメディアやホームページ、ソーシャルメディア等の積極的な活用	1,632	○県のホームページの充実 【事業の詳細】 ・広く県民に対し、多種多様な人権関係情報を提供することを目的として、研修教材の紹介や実施事業の広報・実施結果等を県ホームページに掲載した。 ・人権コンテンツへのアクセス件数 44,478件 ○人権施策推進事業（一部） ・人権尊重の理念を表現した啓発ポスターを制作し、10月から人権週間(12/4～10)にかけて、電車等公共交通機関、市町等の公共施設等に掲示 「人権週間」作成枚数：3,760枚 ・人権尊重の理念やヒューマンフェスタ告知の記事を新聞広告に掲載 新聞掲載回数：1回 ・ヒューマンフェスタの広報や人権啓発特設サイトへの誘導を目的とし、インターネット広告を活用した広報やフェスタ出演者によるSNS広報を実施 Googleディスプレイ広告、Facebook・Instagramアプリ広告を行った。 ・ヒューマンフェスタアンケートでは、ホームページを見て参加した人の構成比は5.6%であり、インターネット広告は7.2%、SNS広告は14.9%であった。	・ヒューマンフェスタやジェンダー川柳の開催により、10月：4,913件、11月：5,714件、12月：5,217とアクセスが増加した。フェスタ期間中、定期的なサイトの更新などアクセス増加を促すような取組をした結果と思われる。 ・その他、研修会の実施時期は、段階的に広報を行った結果、アクセスが増加した。	フェスタ外の期間は、アクセス数2,000件～3,000件の月が多く、アクセスが増加するよう取り組む必要がある。 ・引き続き掲載情報の整理など、サイトの見直しにより、多くの県民に利用してもらえるサイト作りを行う必要がある。	○県のホームページの充実 ・まとめサイトの作成等、ホームページの構造化を検討し、より見やすく、利用しやすいホームページへ見直しを行い、啓発活動の充実につなげる。 ○人権施策推進事業（一部） ・各種広報活動等の効果検証を行い、人権尊重の理念を普及し理解されるよう、効果的な啓発活動を継続して実施する。 ・実施内容・方法等は、広島県人権啓発活動ネットワーク協議会と協議の上、検討する。 ○WEBに特化した広報、広報媒体、掲載期間、内容について検討し、より効果的なインターネット広告の手法について工夫する必要がある。	環境 県民 局	わた らしい 生き 方 広 域 課
地元のスポーツチームと連携した広報活動	1,158	○人権施策推進事業（一部） 【事業の詳細】 ・サンフレッチェ広島公式試合で、啓発活動を実施 啓発資料の配布：3,000部 ブース来場者(クイズ及びアンケート回答)：544人 ・サンフレッチェ広島及びレジーナと連携した啓発グッズ(クリアファイル)及び人権啓発リーフレットの作成 ヒューマンフェスタにおける一日人権擁護委員委嘱(カープ、サンフレッチェ広島) ・人権スポーツ教室は、広島県人権啓発活動ネットワーク協議会、地域人権啓発活動ネットワーク協議会及びスポーツ団体等の協力を得て、学校へスポーツ選手・コーチ等を派遣し、実技指導・メッセージを通じての人権啓発を2回実施した。	・サンフレッチェ広島公式試合における啓発活動では、資料を3000部配布し、多くのブース来場者(クイズ及びアンケート回答者)もあり、効果的な啓発活動ができた。 ・児童・生徒のアンケート及び感想文によれば、選手からの人権尊重のメッセージを受け止めている様子がうかがわれ、スポーツを通して人権について考えるきっかけを与えることができ、一定の成果があったものと考えられる。	・サンフレッチェ広島公式試合での啓発については、ブース来場者を増やすため、回答者のメリットやブースレイアウトを工夫する必要がある。 ・学校に積極的に制度を活用してもらえよう、学校の年間行事が決定する時期を考慮した日程調整を行う必要がある。	○人権施策推進事業（一部） ・広報活動の効果検証を行い、こうした機会を通じて、人権尊重の理念を普及し理解されるよう、効果的な啓発活動を継続して実施する。 ・実施内容・方法等は、広島県人権啓発活動ネットワーク協議会で引き続き、検討する。	環境 県民 局	わた らしい 生き 方 広 域 課